

## 6 医療費

### ㊦ 別表第4 医療扶助基準

1. 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2. 薬剤又は治療材料に係る費用（1の費用に含まれる場合を除く。）	25,000円以内の額
3. 施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4. 移送費	移送に必要な最小限度の額

### ㊦ 第6

#### 5 医療費

指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は医療関係法令通知等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を計上すること。

## 7 介護費

### ㊦ 別表第5 介護扶助基準

1. 居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2. 移送費	移送に必要な最小限度の額

### ㊦ 第6

### 6 介護費

指定介護機関において介護サービスを受ける場合の介護費は、介護関係法令通知等に示すところにより、介護サービスを受けるために必要な最小限度の実費の額を計上すること。

## 8 出産費

### ㊦ 別表第6 出産扶助基準

#### 1 基準額

区 分	基 準 額
施設分べんの場合の額	168,000円以内
居宅分べんの場合の額	204,000円以内

2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院（8日以内の実入院日数）に要する必要最小限度の額を基準額に加算する。

3 衛生材料費を必要とする場合は、5,400円の範囲内の額を基準額に加算する。

### ㊦ 第6

#### 7 出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、240,000円の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額（(1)の要件を満たす場合は、240,000円）の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第4の46） 保護の基準別表第6の2にいう入院に要する必要最少限度の額の範囲及び程度を示されたい。

答 医療扶助において認められる入院に係る費用（入院時基本料等）について8日以内の実入院日数に基

づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とする  
こと。

問 (第4の47) 局長通知第6の7の(1)にいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような場合をいうか。

答 次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

- 1 出産予定日の急変等により、予定していた施設において出産するいとまがない場合又は予定していた施設が満床等で利用できない場合
- 2 予約していた医師又は助産師の都合により、その介助が受けられない場合
- 3 傷病により入院している間に出産した場合

問 (第4の51) 出産扶助の入院料については、医療扶助において認められる費目、単価により算定した額を限度とすることになっているが、局長通知第6の7の(1)の特別基準を適用すべき場合、当該施設における出産に係る看護等の実態、当該地域における出産に係る入院費用の実態からみて真にやむを得ないと認められるときは、同程度の看護体制にある医療機関に入院した場合に医療扶助において認められる入院料の範囲内において必要な額を認定することは認められないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

## 9 生業費、技能修得費及び就職支度費

### ㊦ 別表第7 生業扶助基準

#### 1 基準額

区 分		基準額
生 業 費		45,000円以内
技能修得費	技能修得費 (高等学校等就学費を除く。)	68,000円以内
	高等学校等就学費	
	基本額 (月額)	5,300円
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	授業料、入学金及び入学考査料	高等学校等が所在する都道

		府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
就職支度費		28,000円以内

- 2 技能修得費 (高等学校等就学費を除く。以下同じ。) は、技能修得 (高等学校等への就学を除く。以下同じ。) の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年内とし、1年につき68,000円以内の額を2年を限度として算定する。
- 3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

#### ㊦ 第6

#### 8 生業費、技能修得費及び就職支度費

##### (1) 生 業 費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、(生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であつてやむを得ない事情があると認められるときは、75,000円の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ 同一世帯に属する2人以上の者から同時に別個の生業計画により2件以上の申請があつた場合に

は、世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

ウ 世帯を異にする2人以上の者から共同の出資事業につき申請がそれぞれ別個になされた場合には、生業計画について企業責任の所在、経営利潤の配分、資材及び労力の提供、製品の販路等を詳細に検討したうえ、個々の世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

エ 支給品目の品質及び価格は、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

## (2) 技能修得費

### ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

(ア) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゆう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき68,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書、教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であつたときは、やむを得ない事情があると認められるときは、113,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(エ) 上記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成27年3月31日付け厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムのプログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認められた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であつて、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額181,000円の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(オ) 当分の間、つぎのいずれかに該当する技能習得手当を受けている被保護者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があつたものとして取り扱うこと。

なお、bに該当するものとして取り扱う場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

a 雇用対策法等に基づき支給される技能習得手当

b 職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練を受ける者が地方公共団体又はその長から支給されるaに準ずる技能習得手当

(カ) 被保護者に対して、障害者自立支援法第77条の規定に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の更生訓練費給付事業により、更生訓練費又は物品の支給が行われた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえる

（イ）ときは、特別基準の設定があったものとして取り扱われること。ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費の実額として計上した額を各月に分割して支給することが適当でない認められるときは、上記の取り扱いによらず、一般基準額又は（イ）若しくは（ウ）による特別基準額として認められる額の範囲内において必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

（キ）（ク）による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、380,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこと。

この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとする。

a. 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合

b. 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）

c. 雇用保険法第 60 条の 2 に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座（原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

問（第 4 の 70） 局長通知第 6 の 8 の(2)のアの(キ)の c. にいう公的資格とは具体的にどのようなものか。また、受講修了によって公的資格が得られる講座以外では、どのようなものが対象となり得るか。

答 公的資格とは、国家資格又は地方公共団体によって認定されている資格をいうものである。

また、受講修了によって公的資格の受験資格を得られるもの、又はいわゆる民間資格であって、当該講座が目標とする職種の雇用環境及び当該講座修了により得られる技能の優位性並びに申請者の職歴、当該職種への適合性及び就職意欲等について、総合的に判断し、目標とする職業への就職の可能性が高いと見込まれるものについては適用して差し支えない。

問（第 4 の 40） 告示別表第 7 の 2 若しくは局長通知第 6 の 8 の(2)のアの(イ)により技能修得の期間の延長が認められている期間、必要があればその年額について局長通知第 6 の 8 の(2)のアの(ウ)に規定する技能修得費の特別基準額 **113,000** 円が適用され 1 年につき **113,000** 円ずつ認定して差しつかえないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第 4 の 80） 局第 6 の 8 の(2)のアの(エ)において、「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費については、どのようなものが対象となりうるか。また認定にあたって留意する点は何か。

答 技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要な経費についても支給の対象として差しつかえない。

費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期限を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。

なお、自立支援に資するものであっても、健康管理や家事などの生活指導など、日常生活の質の向上を主な目的とした取組については、技能修得費の対象としては認められないので留意されたい。

イ 高等学校等就学費

(f) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。

なお、保護開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正規の就学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。

(g) 高等学校等就学費基本額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(h) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額1,460円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

(i) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(j) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、61,400円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

(k) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計

上すること。

(l) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入する必要がある場合には、年額26,500円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入する必要がある場合には、上記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差し支えない。

問（第4の81） 高等学校等就学費の基本額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数箇月分の高等学校等就学費を一括交付することとしてよいか。

答 就学費用の需要の実態にかんがみ、高等学校等就学費の支給額のある生徒の場合に限り、月額で表示された高等学校等就学費の基本額に当該学期の月数（学期の途中で保護を開始された生徒の場合は、開始月以後当該学期内の月数）を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問（第4の82） 通学のため通学定期券を購入する必要がある場合、通学定期券は原則として6か月単位で購入させることとしてよいか。また、生徒が通学に際し、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよい。

答 通学のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券を購入するよう指導されたい。

なお、給付の際については、通学定期券の写しを提出させるなど購入実績を確認されたい。

また、自転車の購入費についても、必要最小限度の額を、高等学校等就学費の交通費の実費として認めて差しつかえない。

問（第4の83） 特別支援学校の高等部に通学する生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は高等学校等に

通学する生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第6の8の(2)のイの(カ)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問 (第4の84) 地方自治体や私立学校等により高等学校等の授業料の減免措置が講じられている場合、高等学校等就学費による授業料の計上はどのように行ったらよいか。

答 自治体等による授業料の減免については、金銭として直接被保護者が受け取るものではないが、本来課される授業料について、他から間接的にその費用が賄われるものであることから、恵与金の一形態として見なすことができる。

恵与金等が高等学校等の就学費にあてられる場合については、被保護世帯の自立更生にあてられるものとして収入として認定しないこととする。ともに、高等学校等就学費で賄いきれない費用に優先的に充当することを認める取扱いとしており、自治体等による授業料の減免についても、同様に扱うことが適当である。

したがって、減免措置が講じられている場合の高等学校等就学費の計上については、授業料の支払いが免除される場合には、当該免除措置により授業料の需要が満たされることから、保護費により授業料を給付する必要はなくなり、授業料の一部が減額される場合には、当該減額分は保護の基準額では賄いきれない授業料に優先的に充当するものとし、減額後、実際に被保護世帯が支払う授業料について、保護の基準額を上限として給付して差しつかえない。

### (3) 就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。

問 (第4の18) 新規中卒等で就職の確定した者が就職地に赴くために要する交通費又は荷物の荷造費

及び運賃について、生活扶助の移送費を適用してよいか。

答 就職することにより、生計の本拠を構える場合にかぎり局長通知第6の2の(8)のアの(イ)として生活扶助の移送費を計上して差しつかえない。

問 (第4の22) 同一人に生業費と就職支度費を計上してよいか。

答 同一人の就職について生業費と就職支度費とを重複して計上することは認められない。

なお、大工、植木職等通常その職業に必要な道具等を自弁することとなっている職業につく者については、当該道具類の購入に要する経費と就職支度に要する経費とを生業費の基準額の範囲内で計上して差しつかえない。この場合、就職の支度に要する経費は就職支度費の基準額の範囲内で計上すること。

## 10 葬 祭 費

### ◎ 別表第8 葬祭扶助基準

#### 1 基 準 額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1 級 地 及 び 2 級 地	199,000円以内	159,200円以内
3 級 地	174,100円以内	139,300円以内

2 葬祭に要する費用の額が基準額をこえる場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額をこえるときは、当該こえる額を基準額に加算する。

級 地 別	大 人	小 人
1 級 地 及 び 2 級 地	600円	500円
3 級 地	480円	400円

3 葬祭に要する費用の額が基準額をこえる場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額をこえるときは、19,700円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該こえる額を基準額に加算する。

級 地 別	金 額
1 級 地 及 び 2 級 地	11,230円
3 級 地	9,830円

◎ 第6

9 葬 祭 費

- (1) 小人の葬祭に要する費用が保護の基準別表第8の1の小人の基準額をこえる場合であって、当該地域の葬祭の実態が大人と同様であると認められるときは、保護の基準別表第8の1の基準額について大人の基準を特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえない。
- (2) 法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行う場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算及び(1)により特別基準の設定があった場合を含む。）に1,000円を加算した額を特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。
- (3) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が5,100円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。）に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。
- (4) 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を特別基準の設定があったものとして計上して差しつかえないこと。
- (5) 妊娠4箇月以上で死産した場合には、葬祭費を認定して差しつかえないこと。
- (6) 身元が判明しない自殺者等に対して市町村長が葬祭を行った場合には、葬祭扶助の適用は認められないこと。

問（第4の15） 葬祭費の大人、小人の別は、何を基準とするか。

答 火葬料等について市町村条例に区別の定めのある場合は当該条例により、条例のない場合はその地域の慣行による。

問（第4の16） 民生委員が葬祭を行った場合には、

葬祭扶助を適用してよいか。

答 死亡者の近隣の民生委員が個人的に行った場合には適用して差しつかえない。ただし、自殺者等があった場合において、その地の民生委員が市町村長等の依頼により行ったときは、市町村長が葬祭を行ったものとして、葬祭扶助の適用は認められない。

問（第4の17） 自殺者等について市町村長が埋葬を行った場合において、埋葬の時より後に葬祭扶助の申請があったときは、これを適用してよいか。

答 当該埋葬後に必要とされる範囲内で葬祭扶助の適用を行うことは差しつかえない。

問（第4の21） 葬祭地において、火葬に要する費用の額を定めた条例のない場合の取扱いはどうするか。

答 葬祭地に隣接する市町村の条例に定めるところによらねたい。

問（第4の49） 健康保険法等医療保険制度により葬祭扶助基準を若干上回る埋葬料、葬祭費又は葬祭料が支給される場合であって、当該被保険者の職場における交際等から判断して真にやむを得ないと認められるときは、当該埋葬料等のうち実際に葬祭に当てられた額を収入認定の対象としないこととし、かつ、葬祭に係る需要はこれによって消滅したのものとして取り扱って差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第8の1） 施行規則第22条第2項の規定による相続財産管理人の選任の請求は、保護の実施機関が民法第952条第1項にいう利害関係人として行うものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第8の2） 葬祭を行う扶養義務者がいないため葬祭扶助を行った場合において、死者名義の郵便貯金通帳があるときは、どのように処分したらよいか。

答 郵便貯金通帳は、法第76条第1項にいう死者の遺留物品と解すべきであるが、とくに債権の証拠物件であることにかんがみ、別紙1郵政省貯金局長通知の手續に準じて郵便局から払いもどしを受けるのが適当である。（別紙1…略）

## 1 1 特別基準の設定による費用

### ㊦ 第2

要保護者に特別の事由があつて前項の基準〔各扶助の基準〕によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

### ㊦ 第6

#### 1 0 特別基準の設定による費用

- (1) 特別基準の設定があつたときは、その額のとおり計上すること。
- (2) 特別基準の設定があつたものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。なお、実施手続等については、(3)によること。

##### ア 特別基準設定による費用の認定と処遇方針

実施機関は、当該被保護世帯の処遇方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。

##### イ 特別需要額の認定

需要額の認定については、必要最小限度の額を認定すること。

##### ウ 他法他施策の活用

生活福祉資金その他の他法他施策による給付等であつて当該特別需要をみだすべきものについては、事前にその有無を検討し、その活用をはかるべきものであること。

##### エ 扶養義務者その他からの援助

特別基準は、臨時又は特殊な需要に対応して設定されるものであるから、通常の扶養義務履行の有無とは別に、当該特殊需要に対する、扶養義務者その他からの臨時的援助の有無について、あらためて調査すること。

##### オ 迅速な事務処理

特別基準による費用の設定が事後処理にならないよう厳に留意すること。

- (3) 特別基準が設定されたものとして取り扱う費用等の認定にあたっては、次に掲げる資料を審査して

認定すること。

##### ア 保護台帳

##### イ 保護決定調書

ウ その他生活の現況、今後の自立更生等処遇方針、特別基準設定の必要性、計画及び費用等の妥当性、他法他施策の活用の可能性、扶養義務者等他からの援助の可能性等を判断するために必要な資料

##### エ 計画書、見積書等

(7) 障害者加算：障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面、介護計画書（標準的な週における介護内容が確認できる書面）、領収書（更新時）

(4) 配電、水道、井戸または下水道設備費：設備計画書、関係図面、経費見積書、水質検査書、代替措置の検討

(9) 敷金等：転居指導等のケース記録の写、敷金等の契約内容が確認できる書面

(5) 住宅維持費：補修計画書、図面、写真、経費見積書

(4) 生業費、技能修得費：生業（技能修得）計画書、経費見積書

(6) 扶助費の重複支給：理由申立書、関係官署の証明書

(4) 治療材料：医師の診断書、医師の意見書、経費見積書

- (4) 各費目に関する告示及び本職通知の規定による基準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労働大臣に情報提供すること。

## 第 7 収入の認定

### 1 収入に関する申告及び調査

#### ㊦ 第7

収入の認定は次により行うこと。

##### 1 収入に関する申告及び調査

- (1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせること。

ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の



認定を行おうとするとき。

イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され  
又は変動のあることが予想されるとき。

(2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。

(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

(4) 収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。

問(第6の55) 収入認定の取り扱いに当たっては、次官通知第7の1において、要保護者に申告を行わせることとなっているが、申告の時期等について具体的に示されたい。

答 収入に関する申告は、法第61条により被保護者の届出義務とされていることから、次官通知第7の1の(2)により、つとめて自主的な申告を励行させる必要がある。

また、収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること。

なお、被保護者が常用雇用されている等各月毎の収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、3箇月ごとで差しつかえないこと。

さらに、上記のほか、保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせること。

## 2 収入額の認定の原則

### ◎ 第7

#### 2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。

## 3 認定指針

### (1) 就労に伴う収入

#### ア 勤労(被用)収入

### ◎ 第7

#### 3 認定指針

##### (1) 就労に伴う収入

###### ア 勤労(被用)収入

(7) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。

(4) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。

### ◎ 第7

#### 1 収入認定の取扱い

##### (1) 勤労(被用)収入

###### ア 常用収入

(7) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもって、これに代えても差しつかえないこと。

(4) 給与証明書の内容に不審のある場合又は証明額が同種の被用者の通常収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、直接

事業主について具体的内容を調査確認すること。

(ウ) 社会保険の被保険者については、10月又は11月に社会保険官署、健康保険組合等につき標準報酬との照合を行うこと。

(エ) 昇給及び賞与の時期については、給与先につきあらかじめ調査を行い記録しておくこと。

(オ) 就職月、昇給月及び賞与の支給月には、本人から申告させるとともに、給与証明書を徴すること。

(カ) 賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該賞与額からその月において適用する特別控除額を差し引いた額を、支給月から引続く6箇月以内の期間にわたって分割して認定するものとする。

#### イ 日雇収入

(ア) 日雇で就労する者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分の就労日数に関して公共職業安定所の証明書を徴すること。この場合において、公共職業安定所から証明を徴することが困難な場合には、直接同所におもむいて聞取調査を行うこと。

(イ) 本人から申告された就労日数が当該地域の平均就労日数以上である場合は、申告された日数により収入総額を認定すること。

(ウ) 申告された就労日数が当該地域の平均就労日数未満である場合は、就労できない理由を確かめ、正当な理由がないときは、就労日数を平均就労日数まで増加するように文書で指示したうえ、その実際の就労日数による収入総額を認定すること。

(エ) 本人の申告する賃金に不審のある場合は、直接事業主から証明書を徴するか又は事業主につき聞取調査を行い確認すること。

(オ) 夏季手当及び年末手当については(1)の(ア)の(オ)及び(カ)によること。

#### ウ 臨時又は不特定就労収入

(ア) 臨時又は不特定な就労による収入については、その地域における同様の就労状況にある者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等を

調査したうえ、収入総額を認定すること。

(イ) 申告された就労日数又は賃金に不審のある場合は、雇主の全部又は一部について具体的内容を聞取調査し、確認すること。

エ 必要経費として控除すべき労働組合費の範囲  
次官通知第7の3の(1)の(イ)にいう「労働組合費」は、当該労働組合の組合員の全員が、各月において徴収される組合費の実費をいうものであり、臨時に徴収されるものを含まないものであること。

問(第6の1) 勤労収入の経費として職場の親睦会費は認められないか。

答 勤労控除の基礎控除額には、職場の慶弔等交際費が含まれているから、重ねて親睦会費を控除することは認められない。

問(第6の25) 被保護者から申告のあった収入額に不審がある場合の取扱いをどうするか。

答 申告のあった収入が、被保護者の稼働能力、就労状況、当該地域の同種の業務についての賃金水準等の客観的事実にてらし不審があり、当該申告による収入額を基礎として認定を行うことは適当でないと判断される場合であって、当該被保護者及び関係先についてさらに調査を行った結果、なお、不審を解くに足る正当な理由及び立証に欠けると認められるときは、当該地域の同種の業務及び技能に対して支払われている賃金その他について綿密な調査を行い、これを基礎に推定した収入額をもって認定して差しつかえない。

問(第6の46) 給食付(給食費を徴されていない場合に限る。)で稼働収入を得ている場合の給食の取扱いをいかに。

答 居宅基準生活費の第1類の経費に75パーセントを乗じて得た額にその者の総食数に占める就労先で受ける給食数の割合(以下「給食の割合」という。)を乗じて得た額を収入に加算すること。

ただし、給食の割合が3分の1(1日1食)程度以下である場合は、この限りでない。

#### イ 農業収入

㊦ 第7-3-(1)

イ 農業収入

(7) 農業により収入を得ている者については、すべての農作物につき調査し、その収穫量に基づいて認定すること。

(イ) 農業収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、生産必要経費として、小作料、農業災害補償法による掛金、雇入費、農機具の修理費、少額農具の購入費、納屋の修理費、水利組合費、肥料代、種苗代、薬剤費等についてその実際必要額を認定すること。

⑥ 第7-1

(2) 農業収入

ア 農作物の収穫量は、本人の申立て、市町村の調査又は意見及び品目別作付面積に町村別等級地別平均反収を乗じたものを勘案して決定するものとし、三者の数字に著しい相違がある場合は、さらに農業協同組合、集荷組合、実行組合、農業改良普及員、民生委員等について調査のうえ、決定すること。

イ 保護開始月における保有農作物は、収穫量と同様の取扱いを行うこと。

ウ 農業収入を得るための生産必要経費のうち肥料代、種苗代及び薬剤費については、次に掲げる比率（農林水産省農作物生産費調査による。）に準拠して各福祉事務所ごとに比率を認定したうえ、これをエによる収穫高に乗じて認定すること。

玄米（水稻） 9% 小麦 23%

玄米（陸稲） 26% その他の農作物 20%

エ 農業収入は、次の算式により認定すること。

(7) 主食（米、小麦、裸麦、大麦、そば等当該地域の食生活の実態によること。）

収穫高 = 販売価格 × 収穫量

収穫高 - 生産必要経費 = 収入

(イ) 野菜

販売価格 × 売却量 + 自給量を金銭換算した額（別表「金銭換算表」の野菜の額に自給割合を乗じて得た額をいう。） - 必要経費 = 収入

オ 各福祉事務所ごとに管内の町村別、品目別、等級地別平均反収及び町村別、品目別農作物販売価格を調査し、調整又は補正しておくこと。

カ 余剰野菜について、その地域に需要がなくこれを

売却することができないときは、今後の耕作において穀類等換金の途の広い農作物を作付けするよう指導するとともに、その作の収穫に限り自家消費を認めても差しつかえないこと。

キ 農業収入は、収入があった時から将来に向い、原則として12分の1ずつの額を認定すること。

問（第6の3） 農業災害補償法による共済金については、一般の農業収入と同様に必要経費を控除できないか。

答 同法による共済金のうち、農作物、蚕繭及び農作物にかかるものは、当該共済目的から得られた農業収入とみなし、認定額の月割及び必要経費の認定を行って差しつかえない。

問（第6の4） 農作物の必要経費中肥料費、種苗代及び薬剤費は、必ず率により認定しなければならないか。また、逆に右以外の必要経費については、率を用いてはいけないか。

答 前段については、保護の実施機関ごとに客観的資料に基づき定められた必要経费率によることを原則とするが、この率によるよりも正確かつ便宜な方法があれば、必ずしも率によらなくてもよい。後段については、実費によることを原則とするが、地域ごとに正確かつ妥当な率を設定しうる場合には、率によっても差し支えない。

問（第6の5） 農業用噴霧器（比較的高額なもの）を近隣で共同購入する場合においてその世帯負担額が少額であるときは、農業収入を得るための必要経費として認めてよいか。

答 世帯の負担額が、少額農具の購入費程度の少額のものである場合には必要経費として認めて差しつかえない。

問（第6の6） 農業収入を得るための必要経費としての納屋の修理費又は農業以外の自営収入を得るための必要経費としての店舗の修理費については、どの程度まで認めてよいか。

答 納屋の修理費又は店舗の修理費は、生業扶助の額の範囲内において必要最小限度の額を認定すること。

別表

金 錢 換 算 表

	1 級 地 - 1		1 級 地 - 2		2 級 地 - 1		2 級 地 - 2		3 級 地 - 1		3 級 地 - 2	
	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0 歳 ~ 2 歳	4,560	3,970	4,350	3,790	4,150	3,610	3,940	3,430	3,740	3,260	3,530	3,080
3 歳 ~ 5 歳	7,580	6,460	7,240	6,170	6,900	5,880	6,560	5,590	6,220	5,300	5,870	5,010
6 歳 ~ 11 歳	9,890	8,410	9,440	8,030	9,000	7,650	8,550	7,270	8,110	6,900	7,660	6,520
12 歳 ~ 19 歳	12,400	10,560	11,840	10,080	11,280	9,610	10,730	9,130	10,170	8,660	9,610	8,180
20 歳 ~ 40 歳	10,440	8,880	9,970	8,480	9,500	8,080	9,030	7,680	8,560	7,280	8,090	6,880
41 歳 ~ 59 歳	9,790	8,350	9,350	7,970	8,910	7,600	8,470	7,220	8,030	6,850	7,590	6,470
60 歳 ~ 69 歳	9,470	8,070	9,040	7,710	8,620	7,340	8,190	6,980	7,770	6,620	7,340	6,250
70 歳 ~	8,420	7,150	8,040	6,830	7,660	6,510	7,280	6,180	6,900	5,860	6,530	5,540

ウ 農業以外の事業（自営）収入

㊦ 第7-3-(1) 農業以外の事業（自営）収入

ウ 農業以外の事業（自営）収入

(7) 農業以外の事業（いわゆる固定的な内職を含む。）

により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行うこと。

(4) 農業以外の事業収入を得るための必要経費は、(4)

によるほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合においては、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。また、下宿間貸業であって家屋が自己所有でなく、家賃を必要とする場合には、下宿間賃代の範囲内において実際家賃を認定して差し支えないこと。

㊦ 第7-1

(3) 農業以外の事業（自営）収入

ア 農業以外の事業収入については、前3箇月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、物品販売業（店売り、行商又は露店）、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の販売先等について、運搬業（小運送）、修理（自転車修理、いかけ業、桶屋）及びサービス業（理髪業、靴磨等）については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業（大工、左官、植木職等）については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。

イ 魚介による収入は、次の算式により認定すること。  
売上量×販売価格+自給量を金銭に換算した額（別表「金銭換算表」の魚介の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）-必要経費=収入額

ウ 養殖漁業等で年間の一時期のみの収穫で収入を得ている場合は、収入があった時から将来に向かい、原則として12分の1ずつの額を認定すること。

問（第6の2） 原動機付自転車又は通勤用・事業用自動車の保有の認められた者については、これが利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料、軽自動車税等を必要経費として勤労・事業収入から控除してよいか。

答 必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえない。

なお、任意保険料については対人・対物賠償に係る保険料に限るものである。

エ その他不安定な就労による収入

㊦ 第7-3-(1)

エ その他の不安定な就労による収入

知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額（受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。）が月額8,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。

問（第6の19） 少額かつ不安定の稼働収入は合算額8,000円まで控除されるが、この合算額は世帯単位か、又は個人単位であるか。

答 8,000円の限度額は、個人ごとに算定される額である。

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

㊦ 第7-3

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(7) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際受給額を認定すること。

ただし、(3)のオ、ケに該当する額については、この限りではない。

(4) (7)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

㊦ 第7-1

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

問(第6の51) 恩給、年金等の額が改定され、当該改定時期が支払期月と一致せず1期月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないか。

答 恩給、年金等の額の改定時期と支払期月が一致しない場合は、局長通知第7の1の(4)により収入認定することにより保護の停止又は廃止となる場合を除き、お見込みのとおり取り扱って差しつかえないこと。

イ 仕送り、贈与等による収入

㊦ 第7-3-(2)

イ 仕送り、贈与等による収入

(7) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。

(イ) 他からの仕送り、贈与等による主食、野菜又は魚介は、その仕送り、贈与等を受けた量について、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を認定すること。

(ウ) (7)又は(イ)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

ウ 財産収入

㊦ 第7-3-(2)

ウ 財産収入

(7) 田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入につ

いては、その実際の収入額を認定すること。

(イ) 家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他(ア)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。

エ その他の収入

㊦ 第7-3-(2)

エ その他の収入

(7) 地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭(ア又は(3)のエ、ケ、コ若しくはサに該当するものを除く。)については、その額が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

㊦ 第7-1

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。

ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続き6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

(3) 収入として認定しないものの取扱い

㊦ 第7-3

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他(地方公共団体及びその長を除く。)から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

- オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額（ウからキまでに該当するものを除く。）

問（第6の58） 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、クラブ活動費にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

- ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）
- コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭
- シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であつて、収入として認定することが適当でないもの
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦

没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち36,060円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

(7) 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合

33,790円

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合

16,900円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合

10,150円

(4) 遺族補償費

33,790円

◎ 第7

2 収入として認定しないものの取扱い

(1) 社会事業団体その他が被保護者に対して支給する金銭であつて、当該給付の資金が、地方公共団体の予算措置によりまかなわれているものは、次官通知第7の3の(3)のアとして取り扱うことは認められないこと。

(2) 被保護者に対して現物が給与された場合は、被贈与資産として取り扱い、処分すべきものがあれば、売却させてその収入を認定すること。

ただし、就労の対価として現物が給与されたときは、その物品の処分価値により金銭換算のうえ、500円を控除した額を就労収入として認定すること。

問（第6の39） 局長通知第7の2の(2)のただし書に関し、就労先から主食、野菜又は魚介を支給された

場合は、どのように取り扱うべきか。

答 局長通知第7の2の(2)のただし書きにより取り扱うことは認められず、主食、野菜及び魚介については、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を就労収入として認定することとされたい。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるに当たって保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 就学資金（高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

ウ 医療費又は介護費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金であって、次に掲げるもの

(7) 住宅資金又は転宅資金

(4) 老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金

(9) 配電設備、給排水設備又は暖房設備のための貸付資金

(エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

問（第8の3） 国若しくは地方公共団体により貸し付けられる住宅資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として貸し付けられる住宅資金と本法による住宅扶助との関係をどう取り扱うべきか。

答 設問にかかる住宅資金の貸付けを受けるについての承認は、本法による扶助の対象とはなりがたい需要について行うものであり、貸付金をもって本法の給付に代替させる趣旨のものではない。

問（第6の11） 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく

災害援護資金及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金は、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものとして取り扱って差しつかえないか。

答 局長通知第7（収入の認定）の2及び同通知第7の4の(3)に該当する場合には、それぞれ収入として認定せず又は償還金を収入から控除する取扱いを行って差しつかえない。

問（第6の59） 保護開始時点で既に就学資金の貸付を受けていた場合、高等学校の就学に関する需要は満たされているものとして、高等学校等就学費は支給しないこととしてよいか。

答 高等学校等就学費については、被保護世帯の自立を支援する観点から、貸付を受けなくとも高等学校への就学が可能となるよう、生活保護において積極的に給付を行うものである。

したがって、既に就学資金の貸付を受けている場合であっても、保護開始時点において貸付内容の変更が可能であれば、高等学校等就学費の基準額の範囲内で就学に必要な経費が賄える場合については貸付の停止を、高等学校等就学費で賄いきれない経費が必要な場合については当該経費にあてられる必要最小限度の額に貸付額を変更し、その上で高等学校等就学費を給付することとされたい。

また、保護開始時点において貸付内容の変更が困難な場合であって、保護開始後に貸付金を受領する場合は、当該貸付金のうち高等学校等就学費により賄われる部分について、貸付金の受領後直ちに償還し、その上で高等学校等就学費を給付するとともに、実際に償還が行われているか確認を行うこと。

なお、貸付契約の内容等により、貸付内容の変更や貸付期間中の償還が困難な場合については、当該貸付金は高等学校等の就学にあてられるものとして収入として認定しないとともに、高等学校等就学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない。

問（第6の21） 義務教育以外の教育を行う学校で就学する者がいる世帯で世帯員以外の絶対的扶養義務者から当該就学者の教育費に当てるべきものとして仕送りを受けている場合は、その仕送りを、当該



就学者の収入として取り扱ってよいか。局長通知第1の3の関連でお尋ねする。

答 設例の場合、就学する者に優先して扶養を受けべき事情があると明らかに認められる者（たとえば当該扶養義務者と生活保持義務関係にある者）が同一世帯内にいるときを除き、当該仕送りのうち教育費にあてられる部分を就学者の収入として取り扱って差しつかえない。

問（第6の10） 引揚者給付金等支給法、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律又は引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による国債の政府買上げにより償還金収入を得たものが、その収入を自立更生のための資金として活用すると申し立てた場合これを収入として認定しないか。

答 保護の実施機関が具体的な自立更生計画を根拠として現実に自立更生資金として活用されることを確認した場合に限り差しつかえない。

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。

ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等に用いられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

(5) (3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行うに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。

問（第6の40） 局長通知第7の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるも

のとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が、事業の開始又は継続、技能修得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の更生資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が、医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ 当該経費が介護に充てられる場合は、生活福祉資金の療養・介護資金の貸付限度額に相当する額

エ 当該経費が、家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の住宅資金の改修費の貸付限度額に相当する額

オ 当該経費が就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(7) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額

(4) 当該経費が義務教育就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(9) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費（高等学校等就学費を除く）の対象とな

る専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額

キ 当該経費が弔慰にあてられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額

ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に関し、必要と認められる最小限度の額

ケ 当該経費が障害（児）者の通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

問（第6の60） 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

ただし、恵与金等の収入を当該経費にあてた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額と当該余剰金の差額を、保護費の高等学校等就学費として計上されたい。

問（第6の41） 扶養義務者からの援助金はすべて「他から恵与される金銭」として取り扱うことは認めら

れないか。

答 扶養義務者からの援助金は、その援助が、当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてらるべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえない。

問（第6の42） 雇用保険法第57条により支給される常用就職支度金は、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」として取り扱ってよいか。

答 次官通知第7の3の(2)のエの(イ)により収入として認定すること。

問（第6の43） 地方公共団体が条例又は予算措置によって、被保護者に対し、臨時的に支給する金銭のうち、どのようなものが次官通知第7の3の(3)のエにいう「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するか。

答 地方公共団体が条例又は予算措置によって、被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、局長通知第7の2の(4)にいう自立更生のための用途に供すべきものであることが支出の目的として明示されているものが、自立更生を目的として恵与される金銭に該当するものであり、かかる金銭のうち、実際に自立更生のための用途にあてられる額を、収入として認定しないものとする。

この場合、支出目的として明示されている用途及びその用途に供される額の認定にあたっては、問40の答に示す基準によるものである。

したがって、地方公共団体又はその長が年末、盆、期末等の時期に支給する金銭は、次官通知第7の3の(3)のエによる取扱いを行わず同(2)の(7)によって取り扱うこととなる。

問（第6の34） 局長通知第7の2の(4)のただし書きにいう「適当な者」とは、どのような者をいうか。

答 社会福祉法人、新聞社、当該被保護世帯の自立更生を援助するために特に設立された団体等金融機関以外の者であって、当該金銭を安全に管理しうると認められるものをいう。

問（第6の26） 市町村又は扶養義務者等が水洗便所設備費等の全部又は一部を助成又は援助する場合は、その助成費又は援助費をどのように取り扱うべ

きか。

答 当該助成費又は援助費については、これを局長通知第7の2の(4)に準じて収入として認定しないこととして差しつかえない。

なお、これらの費用は法による扶助の対象とはならないものである。

問 (第6の53) 保護開始前に臨時的に受けた災害等による補償金、保険金、見舞金又は死亡による保険金の全部又は一部を当該災害等による損失の原状回復等当該世帯の自立更生の用途にあてるべく保有している場合についても、次官通知第7の3の(3)のオ又はキに準じ収入として認定しない取扱いとすることは認められないか。

答 その目的とする自立更生の用途が世帯員の将来の就学等保護開始後でなければ実現し得ないものと認められる場合には、被保護世帯が補償金等を受けた場合と同様に取扱いして差しつかえない。

(6) 次官通知第7の3の(3)のケに掲げる金銭の取扱いについては、次によること。

ア 社会生活を営むうえで特に社会的な障害のある者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が支給する金銭に該当するものは、次に掲げる金銭であること。

(7) 心身障害児(者)の福祉を図るために支給される金銭

(イ) 老人の福祉を図るために支給される金銭

(ロ) 母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(ハ) 多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(ニ) 災害等によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

(ホ) (ア)から(ニ)までに掲げる金銭に準ずるもの

イ アの(ホ)に該当するものとして取り扱う場合又は同一人に対しアの(ア)から(ホ)までに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に情報提供すること。

#### (4) 勤労に伴う必要経費

##### ア 基礎控除

#### ㉔ 第7-3-(4) 勤労に伴う必要経費

(1)のアからウ(勤労収入・農業収入・農業以外の事業収入)までに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。

#### ㉕ 第7-3 勤労控除の取扱い

##### (1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額(賞与其他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。)に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第7の3の(1)のアによる勤労(被用)収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額により、同イによる農業収入又は同ウによる農業以外の事業(自営)収入については、生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入額によること。

ウ 世帯員が2人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の1人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の2人目以降の欄を適用すること。

問 (第6の49) 在宅患者加算を認定されている者が、勤労収入を得ている場合には、勤労控除を適用してよいか。

答 真に栄養補給を必要とする者が社会生活適応のため実施機関の指定する医師の指導に基づき就労して勤労収入を得ている場合は、6か月間に限り、療養に専念しているものとみなしてお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問 (第6の50) 雇用対策法等に基づく技能習得手当を受給しながら技能習得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し勤労収入に準じて基礎控除及び特別控除を適用してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問 (第6の20) 勤労控除の基礎控除と少額かつ不安定の収入控除とは重複して差しつかえないか。

答 次官通知第7の3の(1)のエにいう「その他不安定

な就労による収入」は、同(1)のアからウまでの収入を得ていない者が得る収入をいうものである。したがって、勤労者が内職等により少額の収入を得ている場合は、少額不安定収入としての控除を行わず、勤労収入と当該内職等による収入を合算して、基礎控除を適用すべきである。

問 (第6の32) 局長通知第7の1の(2)のキにより認定された収入が、同一月において重なった場合、基礎控除の適用は如何に行うべきか。また、同通知によって認定された農業収入が一以上あり、かつ、当該月において次官通知第7の3の(1)のア又はウに該当する収入(勤労(被用)収入又は農業以外の事業収入)がある場合、基礎控除の適用は如何に行うべきか。

答 御照会の場合には、いずれも局長通知第7の3の(1)のイによる収入額を合算し、当該合算額につき各月ごとに基礎控除を適用すること。

問 (第6の18) 各種勤労控除の適用に当たり、農業又は農業以外の事業(自営業)を営んでいる場合であって、その事業に専ら従事する者が世帯内に2人以上いること等により、控除対象者の収入を明確に把握できないときは、これらの控除の適用は認められないと解してよいか。

答 同一の事業に従事する者が世帯内に2人以上いて、それぞれの収入を明確に把握できない場合であっても、当該者の申立てにより事業に従事する各稼働者の事業に対する寄与の割合が推定できるときは、世帯の収入額に推定した寄与率を乗じて得た額を、また、事業に対する寄与の割合が推定できないときは、世帯の収入額を事業に従事する稼働人員で除して得た額を、それぞれの稼働者の収入として取り扱うこととし、各種勤労控除を適用するようにされたい。

基礎控除額表……(略)

イ 特別控除

㊦ 第7-3-(4) 勤労に伴う必要経費

就労に伴う収入を得ている者については、特別控除として、年間を通じ次の表の額の範囲内において必要な額を収入から控除すること。

	1 級 地	2 級 地	3 級 地
	円	円	円
特別控除額	150,900	137,300	123,700

㊦ 第7-3

(2) 特別控除

ア 特別控除の年間控除額は、当該被保護者の収入年額の1割を限度とするが、年末における控除の適用に当たり当該1割に相当する額が限度額をこえる被保護者で、就労の状態が良好であると認められる者については、限度額に1.3を乗じて得た額まで認定して差しつかえないこと。

イ 世帯員が2人以上就労している場合には、(1)のイによる収入年額の最も多い者については、アにより認定し、その他の者については、それぞれアにより算定した額に0.85を乗じた額を認定すること。

ウ 控除は、臨時的収入のあった場合等適宜の時期に年間控除額を1回ないし数回に行うことを原則とするが、収入の形態等により毎月控除することが適当である場合には、各月に分割して控除を行っても差しつかえないこと。

問 (第6の28) 特別控除の適用にあたり被保護者の「収入年額」はどのように算定するか。

答 「収入年額」は、暦年を単位として、毎年1月から12月までの間における保護受給期間について収入認定上の基礎となった就労による収入総額(前年の収入が分割認定により繰り延べて認定されている額を除く。)をいうものである。

問 (第6の44) 年末において特別控除を行うことを予定していたが、臨時収入がないか又は少額であるために年間控除額の限度額(収入年額の1割に相当する額又は次官通知第7の3の(4)に掲げる特別控除額のいずれか少ない額とする。ただし、当該1割に相当する額が上記特別控除額をこえる被保護者のうち、就労の状態が良好であると認められるものについては、当該特別控除額に1.3を乗じて得た額とする。また、世帯員が2人以上就労している場合には、局長通知第7の3の(2)のイにより当該世帯員についてそれぞれ得た額とする。)まで特別控除を適用することができない状態にある者については、12月の

当該臨時収入をもって控除しきれなかった残額を、当該年度の末までの間に認定して差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

問 (第6の15) 授産施設で就労する者については、期末、賞与等の年間臨時収入がないが、この場合特別控除は月割で毎月行って差しつかえないか。

答 授産施設を利用して稼働収入を得ている場合であって年間1回ないし数回に控除を行うことが適当でない場合は、月割で控除して差しつかえない。

なお、授産施設を利用して稼働収入を得ている場合と同様な収入形態にある者についての特別控除も同様に月割で行って差しつかえない。

問 (第6の16) 勤労控除中、特別控除を益及び歳末の2回に措置する場合には、ほぼ同額ずつとしてよいか。

答 社会生活の実態にかんがみ、益、歳末の控除額は、おおむね、1対2の比率によることが一応の基準として考えられる。

#### ウ 新規就労控除

##### ㊦ 第7-3-(4) 勤労に伴う必要経費

新規に就労したため、特別の経費を必要とする場合は別に定めるところにより、月額10,400円をその者の収入から控除すること。

##### ㊧ 第7-3

##### (3) 新規就労控除

ア 新規就労控除を適用する場合は、次の場合であること。

(7) 中学校等を卒業した者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

(イ) 入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

イ 控除は、当該職業によって得られる収入につき、はじめて継続性のある職業についた月(当該新規就労に伴う収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月)から6箇月間に限り行うものとする。

#### エ 未成年者控除

##### ㊦ 第7-3-(4) 勤労に伴う必要経費

未成年者については、成年に達するまでの間、別に定めるところにより、月額11,600円をその者の収入から控除すること。

##### ㊧ 第7-3

##### (4) 未成年者控除

ア 未成年者(20歳未満の者をいう。)については、その者の収入から月額11,600円を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。

(7) 単身者

(イ) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)

又は自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営んでいる場合

(ウ) 配偶者と自己の未成熟の子のみで独立した世帯を営んでいる場合

イ 未成年者控除の適用を受けていた者が月の途中で成年に達したときは、その翌月から認定の変更を行うこと。

##### (5) その他の必要経費

##### ㊦ 第7-3

##### (5) その他の必要経費

次の経費については、真に必要やむを得ないものに限る、必要な最小限度の額を認定して差しつかえないこと。

ア 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費

イ 就労に伴う子の託児費

ウ 他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金

エ 住宅金融公庫の貸付金の償還金

オ 地方税等の公租公課

カ 健康保険の任意継続保険料

キ 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料

##### ㊧ 第7

##### 4 その他の控除

(1) 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する費用につき控除を行う場合は、一般生活費又は住宅費の実際

必要額から、当該者の最低生活費として認定された一般生活費の額を差し引いて得た額を必要経費として認定すること。

- (2) 就労に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対し受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

問（第6の48） 次官通知第7の3の(5)のイにいう就労に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する児童クラブに要する費用を含むものと解して差しつかえないか。

また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差しつかえないか。

答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、児童クラブについては、「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成10年4月9日児発第294号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。

問（第6の57） 国民年金に任意加入する場合の保険料の控除が認められる場合はどのような場合か。

答 年金の受給権を得るためのものに限って認められるものであり、将来の年金額を増やすためのものは認められない。

なお、任意加入しても過去の未納分を納付しないと年金受給権を得られない場合には、年金受給権を得るために必要な限度で未納分の保険料についても控除して差し支えない。

- (3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行われることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付を受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金、配電設備、給排水設備又は暖

房設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金については、当該世帯の全収入）から控除して認定すること。

ア 国若しくは、地方公共団体により行われるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われるものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、医療費又は介護費貸付資金については、保護の実施機関の承認のあったものに限ること。

イ ア以外の法人又は私人（絶対的扶養義務者を除く。）により貸し付けられたもののうち、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、事前の承認を受けなかったことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付資金が現にその者の自立助長に役立っていると認められ、事後において承認することが適当なものについても同様とする。

ウ アに該当する技能修得資金とともに、当該技能修得期間中、貸付けを受けた生活資金については、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。

(4) 住宅金融公庫法による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の額の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。

(5) 次に掲げる貸付資金は、国若しくは地方公共団体により行われるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われるものに該当するものとして取り扱うこと。ただし、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものに限る。

ア 母子及び寡婦福祉法による貸付資金

イ 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金

ウ 婦人更生資金制度要綱に基づく貸付資金

エ 引揚者給付金等支給法に基づく国債を担保として、国民金融公庫から貸し付けられる生業資金

オ 自作農維持資金金融通法に基づく農林漁業金融公庫の各種貸付資金

カ 開拓者資金金融通法に基づく政府（地方農地事務局）

## の貸付資金

キ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく農業協同組合、森林組合又は金融機関の貸付資金

ク 農業近代化資金助成法に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の貸付資金

ケ 国民金融公庫からの低所得者に対する更生貸付資金

コ 住宅資金又は転宅資金であって、国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金

- (6) 生業資金の貸付けをうけた後、事業の失敗等により他の事業を営んでいる場合であって、その事業の資金の全部、または一部が、当該貸付金によりまかなわれているときは、変更した事業によって得られる収入から償還金を控除して認定して差しつかえないこと。

問（第6の23） 被保護者が就労に必要な自転車又は原動機付自転車を購入する場合、その購入額を月割にして、その収入から必要経費として控除して差しつかえないか。

答 当該職業に必要な不可欠な場合であって、社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつ、その購入によって収入が増加すると認められるときは、通常、交通費、運搬費等として計上されるべき額の範囲内で必要経費として認定して差しつかえない。また、通勤用に使用する場合においても、通常、交通費等として計上される程度の額の範囲内で認定して差しつかえない。

## 第8 保護の決定

### 1 年齢改定

#### ㊦ 第8

##### 1 年齢改定

- (1) 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。
- (2) 4月1日に行う切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について

行うこと。

問（第7の13） 局長通知第8の1の(2)により年齢改定を行う場合、4月1日生れの者についてどう取り扱うのか。

答 4月1日生れの者については、年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）及び民法（明治29年法律第89号）第143条の規定により、前日である3月31日をもって満年齢に達した者として取り扱うこととなる。

## 2 保護の要否及び程度の決定

#### ㊦ 第8

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第7によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

#### ㊦ 第8

##### 2 保護の要否及び程度の決定

- (1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。

ただし、常用勤労者について労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合であって、次官通知第7の2の「長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするとき」に該当するときは保護の申請月以降1年間において確実に得られると推定される総収入（収入を得るための必要経費の実費及び勤労に伴う必要経費のうち基礎控除額に70%を乗じて得た額を控除した額）の平均月割額をその月の収入充当額と定め保護の要否を判定すること。この取扱いにより保護を要すると判定された者に係る保護の程度の決定は常用収入について第7の1の(1)のアに定める取扱いにより行うこと。

問（第7の4） 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第8にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答 次に掲げる費目を指すものであること。

ア 告示別表第1生活扶助基準（ただし、同第1章の1の(2)の期末一時扶助及び同第3章の4の移送費であって局長通知第6の2の(8)のアの(ウ)以下の場合のものを除く。）並びに局長通知第6の2の(6)のアの(カ)（ただし、紙おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。）

イ 告示別表第2教育扶助基準及び局長通知第6の3の(2)

ウ 告示別表第3住宅扶助基準並びに局長通知第6の4の(1)のオ（ただし、敷金、契約更新料及び住宅維持費を除く。）

エ 告示別表第4医療扶助基準

オ 告示別表第5介護扶助基準（住宅改修を除く。）

カ 告示別表第6出産扶助基準並びに局長通知第6の7の(1)及び(2)

キ 告示別表第8葬祭扶助基準並びに局長通知第6の9の(1)、(2)、(3)及び(4)

問（第7の5） 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第8にいう「第7によって認定した収入」を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきか。

答 次官通知第7の3により、勤労（被用）収入、農業収入、恩給年金等の収入等、収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第7の3の(5)その他の必要経費のうちア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費のうち局長通知第7の3の(1)によって認定された基礎控除額に70%を乗じて得た額（世帯員が2人以上就労している場合には、それぞれの基礎控除額に70%を乗じて得た額の総額）を認定するものであること。

問（第7の6） 保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行うものであるか。

答 保護開始時と異なり、現に保護受給中の者につい

ては、保護の実施要領の定めるところに従い当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって、判定するものであること。

問（第7の7） 局長通知第8の2の(1)のただし書にいう「常用勤労者」とは如何なる勤労形態にあるものをいうか。

答 「常用勤労者」とは期間を定めず、又は1箇月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月々一定の給与が支給されている者をいう。したがって、就労日に対応して賃金が支払われている者は常用勤労者には該当しないものである。常用勤労者であるかないかの判断に当たっては、日雇健康保険を除く各種被用者保険加入の有無を一応の目安とすることも考えられる。

問（第7の8） 局長通知第8の2の(1)のただし書にいう「労働協約等の実態」には、給与、賃金、期末手当、賞与等の額及び支払方法が法律、条例、労使間の覚書等によって定められている場合、又は明文のとりきめはないが雇用慣習上確定していると認められる場合も含まれるものと解してよいか。また、賞与等を含む年間収入には定期昇給分、勤勉手当等確実に予測できるものは含めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第7の9） 他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行って差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないので、念のため。

問（第7の10） 恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第7収入の認定、局長通知第7収入の認定及び本職通知第6収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行うこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は、保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとして差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。



問 (第7の10-2) 保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。

答 一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。

したがって、健全な家計運営ひいては自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。

なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない。

1 手持金の認定

保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とする。

2 月の途中で開始する場合における当該月の程度の決定方式

(1) 勤労収入

最低生活費と収入の対比により、1ヶ月分の扶助額又は本人支払額を算定した後、月末までの保護受給日数により扶助別に日割りする。

ただし、一時扶助、教育扶助等については日割りしない。

$$\frac{(\text{最低生活費} - \text{平均収入}) \times \text{月末までの日数} (\times \text{日})}{30 \text{ 日}}$$

程度決定にあたり認定すべき額 = 開始月扶助額

程度決定にあたり認定すべき額 =  $\text{手持金総額} - \left( \begin{array}{l} \text{給与の残額} + \text{家計上の繰越金} \\ \text{として保有を容認する額} \alpha \text{円} \end{array} \right)$

給与の残額については、平均収入として既に評価済みであるから、開始月において給与の残額たる現金を保有していても再度資産として評価しない。

どれが給与の残額であるか判然としないときは、次の算式により推計する。

$$\text{給与総額} \times \left( 1 - \frac{\text{給与日からの経過日数}}{30 \text{ 日}} \right) = \text{給与残額推計額}$$

(2) 年金収入

年金の残額については、手持金から繰越金とて容認する額を控除した残りの額を次回受給月前月までに分割して（少額の場合は当月分の）入充当額に計上する。

$$\text{最低生活費} \times \frac{X \text{ 日}}{30 \text{ 日}} - \frac{\text{手持金 (年金残額を含む)} - \alpha \text{円}}{\text{次回受給月の前月までの月数}} = \text{開始月扶助額}$$

(3) 農業収入

年金収入の例による。

ただし、経常収入については勤労収入の例による。

(4) 無収入

$$\text{最低生活費} \times \frac{X \text{ 日}}{30 \text{ 日}} - (\text{手持金} - \alpha \text{円}) = \text{開始月扶助額}$$

問 (第7の〇) 局長通知第6の2の(9)に定める「ひとり親世帯就労促進費」は、保護開始時の要否判定に用いないこととしてよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

ひとり親世帯就労促進費は、保護開始時の要否判定には用いないこととし、要否判定の結果保護要とされた世帯の程度の決定に際して用いることとされたい。

(2) 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入のある世帯については、保護の申請月以後1箇年間における収穫予想高（前年における収穫高を基とし、平年作の程度、災害の有無、豊凶予想等収穫高の予想増減を勘案したもの）の平均月割額をその月の収入充当額として認定して保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、現在の収入について第7（収入の認定）により認定した額に基づいて、保護の程度を決定すること。

ただし、これによりがたい場合は、次の収穫を認定する時期まで、一般の要否判定の要領により、そ

の要否及び程度を決定して差しつかえないこと。

(3) 医療予定期間が4箇月未満の短期傷病を理由として医療扶助のための保護の申請があった場合には、医療予定期間に2箇月を加えた月数の間における最低生活費と収入充当額（農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、(2)による平均月割額、(1)のただし書により収入を推定すべき常用勤労者の収入については、同ただし書により推定された総収入の平均月割額を基礎として算定した額。(4)において同じ。)との対比によって、保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、第7により認定した収入によって保護の程度を決定すること。

なお、傷病の医療予定期間が4箇月以上6箇月未満である場合においては、6箇月間における最低生活費と収入充当額との対比により、同様に扱うこと。

問(第7の1) ある世帯につき、世帯員の疾病(医療期間2箇月)による医療扶助の要否を局長通知の特例により判定した結果、否と決定され、その後1箇月経過したときに別の世帯員が疾病(医療期間2箇月)にかかった場合においては、要否判定のための収支認定は、どのようにしたらよいか。

答 設例の場合においては、最初の疾病に関する要否判定において医療費を4箇月に分割して支出の認定をしてあるから、最初の疾病につき2人目の申請時までに支払われるべきであった医療費の額をこえる額は、2人目の疾病の医療費の額に加算してこの疾病の医療扶助の要否を判定する。

たとえば、世帯の収入月 13,000 円、同最低生活費(医療費を除く。)月 8,000 円、最初の疾病の医療費計 18,000 円、2人目の疾病の医療費計 15,000 円の場合には、最初の疾病については、収入 13,000

円  $\times (2 + 2) >$  支出 8,000 円  $\times (2 + 2)$  医療費総計 18,000 円となり、医療扶助は否と決定するものであり、2人目の疾病については、収入は

13,000 円  $\times (2 + 2)$  と計算し、支出は、8,000 円

$\times (2 + 2) +$  医療費総計 15,000 円 + 18,000 円

$- (13,000 \text{ 円} - 8,000 \text{ 円}) \times 1$  と計算する。し

たがって、2人目の疾病については、医療扶助は要と決定される。

なお、前記の例において、保護の程度を決定するに際しては、最初の疾病の医療費については、

$18,000 \text{ 円} - (13,000 \text{ 円} - 8,000 \text{ 円}) \times 1$  を支出として認定するものとする。

(4) 保護の要否判定を行う際に算定する障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス及び自立支援医療に要する費用は、概算障害福祉サービス所要額及び概算自立支援医療所要額によるものとし、次により算定すること。

#### ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用に係る負担上限月額(個別減免等を受けている者については、個別減免等が適用された後における負担上限月額)と食費等実費負担月額(補足給付等を受けている者については、補足給付等を適用した後における食費等実費負担月額)の合計額を上限として算定した1ヶ月あたりの平均負担額

#### イ 自立支援医療

自立支援医療の利用に係る負担上限月額と食費の実費負担額を上限とした1ヶ月あたりの平均負担額

(5) 保護の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。

なお、介護保険の被保険者については、アからエまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。

#### ア 居宅介護(イを除く。)

居宅介護支援計画に基づき、当該者の要介護(支援)状態区分に応じた介護保険の居宅介護サービス費区分支給限度基準額を上限として算定した1ヶ月あたりの平均介護費用

#### イ 特定施設入所者生活介護及び認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護

当該者の要介護(支援)状態区分に応じた1ヶ月あたりの介護費用

#### ウ 施設介護

当該者の要介護状態区分に応じた1ヶ月あたりの施設介護費用(食事の提供に要する費用を含む。)

## エ 福祉用具購入

介護扶助の対象となる福祉用具であって、当該者の心身の状況から必要となると判断されるものの購入費について、介護保険の居宅介護（支援）福祉用具購入費支給限度額を1.2で除して得た額を上限として算定した1ヶ月あたりの費用

問（第7の15） 居宅療養管理指導に係る居宅介護については、概算介護所要額をどのようにして算定すべきか。

答 原則として、申請日以降の利用に係る本人からの申し立てを基に、利用する予定の指定介護機関及び主治医の意見を確認し、必要と認められる場合には、必要な額を算定すべきである。

ただし、過去の利用実績等から利用の必要性を判断できる場合には、介護保険の1ヶ月あたり上限回数を基に介護費用を算定し、主治医の意見を省略して差し支えない。

## (6) 保護施設等の取扱い

### ア 救護施設・更生施設及び宿所提供施設

救護施設、更生施設又は宿所提供施設に入所することを必要とする者の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合又はその者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、その者を被保護者と決定し又は被保護者とみなして、最低生活費認定額と保護施設事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を保護費及び保護施設事務費支出額として決定すること。

### イ 救護施設及び更生施設を行う通所事業

救護施設及び更生施設が行う通所事業を利用する者に係る保護施設事務費支出額の決定は次により行うこと。

(7) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合には、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (7)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場

合は、当分の間、その者を被保護者とみなして、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額として決定して差しつかえないこと。

また、上記に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額以下であるときは、当分の間、その者を被保護者とみなし、最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額と収入充当額との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差しつかえないこと。

### ウ 授産施設

授産施設を利用する者の生業扶助の決定は次により行うこと。

(7) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額と保護施設事務費（家庭授産を利用する場合は、家庭授産の事務費の額）の合算額以下の場合には、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (7)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費（家庭授産を利用する場合であっても施設授産の事務費の額とする。）の2倍に相当する額を加えた額（以下「限度額」という。）以下であるときは、当該世帯の自立助長を考慮してその者を被保護者とみなし、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

また、現に授産施設を効果的に利用している者については、収入充当額が限度額をこえる場合であっても、当分の間、その者を被保護者とみなし、そのこえる額と当該月の保護施設事務費との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差しつかえないこと。

エ アからウの場合の保護施設事務費は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで月を単位として算定し、支出決定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の中で入退所する者の保護施設事務費は、入退所の日を含めた入所日数に応じ日割計算により算定すること。

オ アからウの場合において最低生活費認定額をこえる収入充当額があるため保護施設事務費の範囲内で生ずる本人支払額は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで月を単位として算定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の途中で入退所する者の本人支払額は、当該月の収入充当額に基づき算定すること。

(7) 扶助費支給額又は本人支払額の算定（以下「支給額の算定」という。）は、次により行うこと。

ア 収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行うこと。

イ 収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行うこと。

ウ 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、原則として12分の1相当額をもって支給額の算定を行うこととするが、これによることが適当でないと認められる場合は、イにより支給額の算定を行うこと。

エ 賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に把握できるときは、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行うこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行うこと。

オ アからエまでによることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行うこと。

なお、保護継続中の者が新たに就労した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不相当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行うこと。

また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由

が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）

問（第7の11） 局長通知第8の2の(8)では、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の被保護者からの返納額の取扱いを示しているが、実施機関からの追加支給を行うべき場合においても同様に考えて、次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整して差しつかえないか。

答 次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。

この場合、扶助費支給額の変更決定を行うべき時点は、保護の基準、次官通知、局長通知に定めるところのほか、次に掲げるところを基準とされたい。

1 予測し得ない事情の変化により、当該月の収入認定額よりも実際の収入額が著しく過少となり、かつ、当該月内において以後必要な追加収入額が得られないと認められる等、扶助費追加支給の必要があると認められる場合は、その事実を確認した日に直ちに所要の変更手続をとること。

2 収入額の変動があった場合であって1以外のときは、法第61条により、被保護者から当該月の収入の変動があった旨の届出があった場合であって、当該月の実収入総額を確認したうえ、次官通知第7の2に示す収入額の認定の原則、局長通知第7及び第8等に示すところによって認定した収入額と比較し、かつ、その他の事情をも勘案した結果、当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたす事実を確認したときに所要の変更手続をとること。

### 3. 保護の開始時期

(省略)

### 4. 扶助費の再支給

#### ⑧ 第8

#### 4. 扶助費の再支給

前渡された保護金品又は収入として設定された金品（以下「前渡保護金品等」という。）を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。

- (1) 災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合
- (2) 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品を失った場合

問（第7の16） 扶助費の再支給を行うにあたり、留意すべき事項を示されたい。

答 次の点に留意すること。

#### 1. 盗難、強奪その他不可抗力の認定

##### (1) 盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。

##### (2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

#### 2. 調査及び指導等

##### (1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

##### (2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。

### 3. 金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することのないよう配慮すること。

#### 4. 預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。

問（第7の3） 保護台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差しつかえないか。

答 認めるべきではない。

保護の決定実施に際しては、その事務の性質上要保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある（地方公務員法第34条参照。なお、国家公務員法第100条、民生委員法第15条及び刑事訴訟法第144条に同趣旨の規定がある。）。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。

ただし、保護の実施機関が、当該地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、自己を本人とする保護台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同条例の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、保護について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が保護の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求（地方自治法第75条）によるべきである。

### 5. 保護の廃止

問（第7の12） 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法

第26条の規定により保護の停止又は廃止をおこなうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらねたい。

#### 1 保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6箇月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

#### 2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。

ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の前々月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から前々月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前月の初日をもって保護の停廃止を行うこと。

問（第7の12） 保護受給中の者が、要保護世帯向

け長期生活支援資金を利用した場合には、必ず保護の廃止によらなければならないか。生活実態の把握が必要な場合等世帯の状況によっては停止とすることも可能か。

答 生活福祉資金の要保護世帯向け長期生活支援資金を利用した場合には、当該貸付資金が貸付を利用しなければ要保護状態となる世帯を対象としていることから、貸付の利用が終了した後は生活保護の適用となる可能性が高い世帯であることを踏まえ、当該貸付資金の利用者については、保護の廃止ではなく、保護の停止を行うこととしても差しつかえない。

## 第9 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

### 1 保護申請時における助言指導

#### ◎ 第9

##### 1 保護申請時における助言指導

(1) 要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行うこと。

(2) 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。

### 2 保護受給中における指導指示

#### ◎ 第9

##### 2 保護受給中における指導指示

(1) 保護受給中の者については、随時、1と同様の助言、指導を行うほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行うこと。

ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職し

ていなかった者が傷病の回復等により就労(そのために必要な訓練等につくことを含む。)を可能とするに至ったとき。

イ 義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき。

ウ 現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。

エ 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能となるとき。

オ 就労中であった者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。

カ アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。

キ 次官通知第7の1による収入に関する申告を行わないとき。

ク 世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。

ケ 主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。

コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。

サ 施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があったとき。

シ キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。

ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。

(2) (1)のアからオまでによる指導指示を行うにあたっては、本人又は親族、知己による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあっせんを行うこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行うものとする。

なお、被保護者の就労又は収入の増加を図るために必要があると認められるときは、生業扶助の適用等の措置について配慮すること。

(3) 指導指示を行うにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

(4) 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(これによりがたい場合は、当該世帯主)に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。

### 3 保護停止中における助言指導等

㊦ 第9

#### 3 保護停止中における助言指導等

保護停止中の被保護者についても、その生活状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に関し適切な助言指導を行う等、所要の措置を講ずること。

### 4 検診命令

㊦ 第9

#### 4 検診命令

##### (1) 検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県(指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。)の技術的助言を求めること。

ア 保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。

イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。

ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護

者の病状に疑いがあるとき。

エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。

オ 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。

カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。

キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。

ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

#### (2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡

検診を行う医師又は歯科医師は、嘱託医、公的医療機関に勤務する医師等であって要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行い得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。

#### (3) 検診命令書の発行

(1)により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行うものとする。

この場合、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付に当たっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止されることがある旨伝えること。

#### (4) 検診書の検討及び受理

検診を行った医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があればその検討を行った医師または歯科医師に照会して(1)の各号の疑いを明らかにしたうえで、これを受理すること。

#### (5) 検診料の支払

検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,500円の範囲内(ただし、障害認定に係るものについては5,800円の範囲内)で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

#### (6) 検診命令に従わない場合の取扱い

検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第4項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行うこと。

問(第7のIIの1) 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえで、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行うこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。

1 当該指導指示が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。

2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わない場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえで、保護を廃止すること。

3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査



拒否若しくは検診命令違反があつたとき。

(2) 法第 78 条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(3) 保護の停止を行うことによつては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

なお、1 から 3 に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

問 (第 7 の II の 2) 要保護者が法第 28 条による検診命令に従わなかった場合の取扱いの基準を示されたい。

答 設問のような場合にはその必要があると認められるときは法第 28 条第 4 項により保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。

なお、法第 28 条第 4 項により処分を行う場合は、次によること。

1 保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。

2 保護の変更申請に伴い必要な検診である場合には当該変更申請を却下すること。

3 要保護者が検診を受けなかったため、特定の費用について必要性の有無が判断できないときは、最低生活費の算定に際し、当該費用を計上しないこと。

4 2 又は 3 によりがたい場合は保護を停止することとし、当該被保護者が検診を受け、かつ、その結果保護を要することが明らかになったとき、又は検診を受けさせる必要がなくなったときには停止を解除すること。

なお、保護を停止した後、再度検診命令を行い、なおこの命令にも従わないときは、法第 28 条第 4 項により保護を廃止すること。

5 4 にかかわらず、最近 1 年以内において当該検診命令違反のほか文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があつ

たとき、又は停止によつては、当該要保護者をして検診命令に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止すること。

なお、4 及び 5 に掲げる保護の変更、停止又は廃止は処分を行うことを決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ期日を定めて検診命令を行った場合にはその指定期日の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

## 第 10 訪問調査等

### 1 訪問調査

㊦ 第 10

#### 1 訪問調査

要保護者の生活状況等を把握し、処遇に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。

##### (1) 申請時等の訪問

保護の開始又は変更の申請等があつた場合は、申請書等を受理した日から 1 週間以内に訪問し、実際に調査すること。

##### (2) 訪問計画に基づく訪問

訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。

###### ア 家庭訪問

少なくとも 1 年に 2 回以上訪問すること。

###### イ 入院入所者訪問

(7) 入院している患者については、少なくとも 1 年に 1 回以上、本人及び担当主治医等に面接して、その症状等を確認すること。

(4) 生活扶助を目的とする施設若しくは介護施設に入所している者又は保護施設通所事業を利用している者については、1 年に 1 回以上訪問すること。

(3) 臨時訪問

次に掲げる場合については、臨時に訪問を行うこと。

- ア 申請により保護の変更を行う場合
- イ 生業扶助により就労助成を行った場合
- ウ 水道設備、電灯設備又は家屋補修に要する経費を認定した場合（事後確認）
- エ 保護が停止されている場合
- オ その他指導若しくは助成又は調査の必要のある場合

2 関係機関調査

㊦ 第 10

2 関係機関調査

保護の決定実施上必要があるときは、社会保険事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査すること。

3 課税調査

㊦ 第 10

3 課税調査

被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、年 1 回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査すること。

問 (第 8 の 4) 実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することとして差しつかえないか。

答 訪問調査については、①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、これらの訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、上記の訪問基準の設定を行った場合であっても、被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。

第 11 その他

1 国民年金保険料の取扱い

㊦ 第 11

1 国民年金保険料の取扱い

国民年金保険料の取扱いは、次のとおりであるので、これを踏まえ、被保護者の自立助長を図られたい。

(1) 生活扶助を受ける者については、国民年金法第 89 条の規定により、生活扶助を受けるに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料はすでに納付されたもの及び前納されたものを除き納付することを要しないものであること。

(2) 生活扶助以外の扶助を受けるものについては、国民年金法第 90 条の規定により、社会保険庁長官は、その指定する期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものとするができること。この場合において、被保護者から申請があったときは、直ちに免除の認定が行われるべきであるとされていること。なお、社会保険庁長官の指定する期間とは、申請のあった日の属する月の直前の 7 月からその翌年の 6 月までの期間において必要と認める期間である。

2 放送受信料

㊦ 第 11

2 放送受信料

(省 略)

3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

㊦ 第 11

3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

(省 略)

第 12 施行期日等

(省 略)

# 医療扶助運営要領

改正案

現行

(立入調査票)

第四条 法第二十八条第二項の規定によつて当該職員

(立入調査票)

第四条 法第二十八条第二項の規定によつて当該官吏

(立入検査票)

第九条 法第四十四条第二項又は第五十四条第二項

(立入検査票)

第九条 法第四十四条第二項又は第五十四条第二項

(指定の申請)

第十条 法第四十九条(法第五十五条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により指定を受けようとする医療機関

(指定の申請)

第十条 法第四十九条(法第五十五条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により指定を受けようとする医療機関

- 一 (所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
二 指定訪問看護事業者等
三 助産師又は施術者
四 健康保険法第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項若しくは健康保険法第四十一条第一項又は同法第五十三条第一項の指定を受けている場合は、その旨

2・3 略

2・3 略

第十条の二 法第五十四条の二第一項の規定により指定を受けようとする介護機関(国の開設した介護機関を除く。以下この条において同じ。)

第十条の二 法第五十四条の二第一項の規定により指定を受けようとする介護機関(国の開設した介護機関を除く。以下この条において同じ。)

(所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 。以下同じ。)にあつては当該申請に係る介護予防支援事業(介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防支援事業所」という。)の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業(介護保険法第八条の二十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)の所在地(を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。)
- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設にあつては、その名称及び所在地
  - 二 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては、当該指定に係る事業所の名称及び所在地
  - 三 指定を受けようとする施設又は事業の種類
  - 四 介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十八条第一項第一号及び第三号、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項若しくは第五十八条第一項の指定又は第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨
  - 五 その他必要な事項

2 略

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 第十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 三 第十条の二第一項第一号及び第二号に掲げる事項

下同じ。)にあつては当該申請に係る介護予防支援事業(介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防支援事業所」という。)の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業(介護保険法第八条の二十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)の所在地(を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。)

2 略

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター

一若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の名称及び所在地

四 医師又は歯科医師にあつてはその氏名及び住所(助産所又は施設所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

(標示)

第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、様式第四号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び法第五十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、第十二条第二号から第五号までに掲げる事項とする。

2 法第五十条の二の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式による届書を提出することにより行うものとする。

- 一 前項に掲げる事項に変更があつた場合 様式第五号
- 二 病院、診療所、指定訪問看護事業、指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業、薬局、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業、居宅介護支援事業、特定福祉用具販売事業、介護予防事業、介護予防支援事業、特定介護予防福祉用具販売事業、助産所又は施設所を休止し、又は廃止した場合 様式第六号
- 三 病院、診療所、指定訪問看護事業、指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業、薬局、地域密着型介護老人福祉施設、介護

(標示)

第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、様式第三号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び法第五十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、第十二条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

2 法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 前項に掲げる事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
- 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3

指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、薬事法(昭和十五年法律第四十五号)第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七條第一項若しくは第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七條第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七條第一項、第七十八條の九第一項、第八十四條第一項、第九十二條第一項、第九十條、第九十一条、第九十二条、第九十三条第三項、第九十四条第一項、第九十五条、第九十六条の八第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条の八第一項、第一百零一条、第一百零二條、第一百零三条、第一百零四條の六第一項、第一百零五條の二十六第一項若しくは第九十五條の二十九第六項、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第九條第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九條第一項若しくは第二項又は柔道整復師法第八條第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九條又は第五十四條の二第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

第十四条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(第二号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第十二条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第十五条 法第五十一条第一項(法第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九條又は第五十四條の二第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業、居宅介護支援事業、特定福祉用具販売事業、介護予防事業、介護予防支援事業、特定介護予防福祉用具販売事業、助産所又は施術所を再開した場合 様式第七号

3

指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、薬事法(昭和十五年法律第四十五号)第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七條第一項若しくは第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七條第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七條第一項、第七十八條の九第一項、第八十四條第一項、第九十二條第一項、第九十條、第九十一条、第九十二条、第九十三条第三項、第九十四条第一項、第九十五条、第九十六条の八第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条の八第一項、第一百零一条、第一百零二條、第一百零三条、第一百零四條の六第一項、第一百零五條の二十六第一項若しくは第九十五條の二十九第六項、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第九條第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九條第一項若しくは第二項又は柔道整復師法第八條第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、様式第八号により、十日以内に、法第四十九條又は第五十四條の二第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

第十四条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(第二号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第五号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第十五条 法第五十一条第一項(法第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、様式第九号による届書を、法第四十九條又は第五十四條の二第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

とする。

(辞退等に関する告示)

第十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(第三号及び第四号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第十二条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

(大都市の特例)

第二十四条 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第四百十八号)第十条の二第一項の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合には、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七條中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十條(第二項を除く。)から第十二條まで及び第十四條(第三項に限る。)から第十八條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第二十五条 生活保護法施行令第十条の二第二項の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第二項の中核市(以下「中核市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合には、第六條中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七條中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十條(第二項を除く。)から第十二條まで及び第十四條(第三項に限る。)から第十八條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

とする。

(辞退等に関する告示)

第十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(第三号及び第四号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第五号までに掲げる事項とする。

(大都市の特例)

第二十四条 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第四百十八号)第十条の二第一項の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合には、第六條中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七條中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十條(第二項を除く。)から第十二條まで及び第十四條(第三項に限る。)から第十八條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、前条第一号中「都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第二十五条 生活保護法施行令第十条の二第二項の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第二項の中核市(以下「中核市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合には、第六條中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七條中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十條(第二項を除く。)から第十二條まで及び第十四條(第三項に限る。)から第十八條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第二十三條第一号中「都道府県」とあるのは「都道府県及び中核市」と読み替えるものとする。

改 正 案

様式第一号(第四条関係)

(表)

何第 号 所屬庁 職名 氏 氏 生 年 月 日 名 年 月 日 名 日 交 付 市町村長 (都道府県知事) 氏 氏 名 印 立入調査票 年 月 日 年 月 日	写真ちよう附 市町村長(都道府県知事)印
---	-------------------------

(裏)

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入調査をする職権を行うもので、その関係条文は、次のとおりである。

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができ、停止若しくは廃止をすることができる。

注 意

一、この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  
 二、この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になつたときは、すみやかに、返還しなければならない。

備考 この証票の規格は、日本標準規格B7とし、中央の点線の所から二つ折とする。

現 行

様式第一号(第四条関係)

(表)

何第 号 所屬庁 職名 氏 氏 生 年 月 日 名 年 月 日 名 日 交 付 市町村長 (都道府県知事) 氏 氏 名 印 立入調査票 年 月 日 年 月 日	写真ちよう附 市町村長(都道府県知事)印
---	-------------------------

(裏)

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入調査をする職権を行うもので、その関係条文は、次のとおりである。

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができ、停止若しくは廃止をすることができる。

注 意

一、この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  
 二、この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になつたときは、すみやかに、返還しなければならない。

備考 この証票の規格は、日本標準規格B7とし、中央の点線の所から二つ折とする。

改 正 案

様式第二号(第九条関係)

(表)

何第 号 所屬庁 職名 氏 氏 生 年 月 日 名 年 月 日 名 日 交 付 厚生労働大臣(地方厚生局長) 氏 氏 名 印 立入検査票 年 月 日 年 月 日	写真ちよう附 厚生労働大臣(地方厚生局長)印 都道府県知事 氏 氏 名 印
---	--

(裏)

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入調査をする職権を行うもので、その関係条文は、次のとおりである。

第五十四条 都道府県知事、市長、町長、村長は、生活保護法第四十四条第一項又は第五十四条第一項(第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により、保護施設、指定医療機関又は指定介護機関の立入検査をする職権を行うものであることを証明する。

注 意

一、この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  
 二、この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になつたときは、すみやかに、返還しなければならない。

備考 この証票の規格は、日本標準規格B7とし、中央の点線の所から二つ折とする。

現 行

様式第二号(第九条関係)

(表)

何第 号 所屬庁 職名 氏 氏 生 年 月 日 名 年 月 日 名 日 交 付 市町村長 (都道府県知事) 氏 氏 名 印 立入検査票 年 月 日 年 月 日	写真ちよう附 厚生労働大臣(地方厚生局長)印 都道府県知事 氏 氏 名 印
---	--

(裏)

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入調査をする職権を行うもので、その関係条文は、次のとおりである。

第五十四条 都道府県知事、市長、町長、村長は、生活保護法第四十四条第一項又は第五十四条第一項(第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により、保護施設、指定医療機関又は指定介護機関の立入検査をする職権を行うものであることを証明する。

注 意

一、この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  
 二、この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になつたときは、すみやかに、返還しなければならない。

備考 この証票の規格は、日本標準規格B8とすること。

## 新 旧 対 照 表 (案)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」  
(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第1 医療扶助運営方針 第2 医療扶助運営体制 第3 医療扶助实施方式 第4 医療扶助指定機関 第5 診療報酬の審査及び支払 第6 指導及び検査</p> <p><u>第7</u> 精神医療取扱要領 <u>第8</u> 施行期日等</p> <p>第1 医療扶助運営方針</p> <p>1 この運営要領は、生活保護法(第4の2及び3を除き、以下「法」という。)による医療扶助の適正な実施を図るため、都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。<u>第7</u>を除き、以下同じ。)、実施機関等の行なうべき事務を規定するとともに、事務処理の要領を示したものであって、都道府県知事、実施機関等は、医療扶助の実施に際して、生活保護に関する法令、告示および通知に基づくほか、この運営要領によって事務を処理し、もって適正かつ円滑な実施を期すること。</p> <p>6 この運営要領の内容は、全国統一的事務処理の関係から厳格に守られることが要請されるが、実施機関の問題および各種様式(各給付券の様式並びに治療材料費及び施術料の請求明細書の様式の全部並びにその他の様式中の指定医療機関等の記載にかかる部分を除く。)の採用等については、この運営要領を基として都道府県(指定都市及び中</p>	<p>目次</p> <p>第1 医療扶助運営方針 第2 医療扶助運営体制 第3 医療扶助实施方式 第4 医療扶助指定機関 第5 診療報酬の審査及び支払 第6 指導及び検査 <u>第7</u> <u>結核医療取扱要領</u> <u>第8</u> 精神医療取扱要領 <u>第9</u> 施行期日等</p> <p>第1 医療扶助運営方針</p> <p>1 この運営要領は、生活保護法(第4の2及び3を除き、以下「法」という。)による医療扶助の適正な実施を図るため、都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。<u>第8</u>を除き、以下同じ。)、実施機関等の行なうべき事務を規定するとともに、事務処理の要領を示したものであって、都道府県知事、実施機関等は、医療扶助の実施に際して、生活保護に関する法令、告示および通知に基づくほか、この運営要領によって事務を処理し、もって適正かつ円滑な実施を期すること。</p> <p>6 この運営要領の内容は、全国統一的事務処理の関係から厳格に守られることが要請されるが、実施機関の問題および各種様式(各給付券の様式並びに治療材料費及び施術料の請求明細書の様式の全部並びにその他の様式中の指定医療機関等の記載にかかる部分を除く。)の採用等については、この運営要領を基として都道府県(指定都市及び中</p>



核市を含む。第2の1の(1)から(8)まで以外の部分、第3の4の(6)及び第7を除き、以下同じ。)又は実施機関等の実情に即して、適宜実施して差しつかえないので、いたずらに機械的実施に陥ることなく、創意工夫と良識を生かして事務処理の万全に期すること。

## 第2 医療扶助運営体制

### 1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係

#### (1) 医療係

都道府県本庁(指定都市及び中核市にあつては市本庁とする。以下同じ。)主管課においては、専任の医療係を設置し、または医療扶助事務主任者を置く等万全の体制を整えること。

医療係等の行なうべき事務は、おおむね別紙第1号の1の(1)のとおりであるが、(2)に規定する医系職員、精神科嘱託医、他の係員または他の関係部課と密接な連絡を図らしめ、医療扶助の実施に遺漏のないよう留意せしめること。

#### (2) 医系職員

都道府県本庁主管課においては、専任の医系職員(医師等、医療に関する専門的な知識を有する職員をいう。以下同じ。)1名以上を配置すること。

医系職員の行なうべき事務の主なものは、おおむね別紙第1号の1の(2)のとおりであるが、これらのほか生活保護実施面においては医療関係の専門的判断を要する場合も少なくないので、医療係はもとより、他の関係係員等と緊密な連けいを図らしめるほか、生活保護実施上の問題点につき積極的な指導助言を行なうよう留意せしめるとともに、医療関係面につき、他の関係部課および関係機関等との密接な連絡協調につき配意せしめること。

#### (3) 精神科嘱託医

核市を含む。第2の1の(1)から(8)まで以外の部分、第3の4の(6)及び第8を除き、以下同じ。)又は実施機関等の実情に即して、適宜実施して差しつかえないので、いたずらに機械的実施に陥ることなく、創意工夫と良識を生かして事務処理の万全に期すること。

## 第2 医療扶助運営体制

### 1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係

#### (1) 医療係

都道府県本庁(指定都市及び中核市にあつては市本庁とする。以下同じ。)主管課においては、専任の医療係を設置し、または医療扶助事務主任者を置く等万全の体制を整えること。

医療係等の行なうべき事務は、おおむね別紙第1号の1の(1)のとおりであるが、技術吏員、精神科嘱託医、他の係員または他の関係部課と密接な連絡を図らしめ、医療扶助の実施に遺漏のないよう留意せしめること。

#### (2) 技術吏員

都道府県本庁主管課においては、専任の技術吏員1名以上を配置すること。

技術吏員の行なうべき事務の主なものは、おおむね別紙第1号の1の(2)のとおりであるが、これらのほか生活保護実施面においては医療関係の専門的判断を要する場合も少なくないので、医療係はもとより、他の関係係員等と緊密な連けいを図らしめるほか、生活保護実施上の問題点につき積極的な指導助言を行なうよう留意せしめるとともに、医療関係面につき、他の関係部課および関係機関等との密接な連絡協調につき配意せしめること。

#### (3) 精神科嘱託医

医系職員の行うべき事務のうち、精神科医療に関する事務を行なわせるため、適当な精神科専門医を1名以上嘱託医として委嘱すること。

イ 構成

医療扶助審議会の委員として、国立病院、国立療養所および民間指定医療機関の医師、保健所長、都道府県民生部(局)の医系職員等のうちから適当な者を選任する。

(6) 手続書類

都道府県本庁においては、次に掲げる手続書類用紙を印刷し、管内福祉事務所に配布し常備させること。

ア 医療機関等指定申請書

イ 医療機関等変更届書

ウ 医療機関等休止・廃止届書

エ 医療機関等再開届書

オ 医療機関等処分届書

カ 医療機関等指定辞退届書

2 福祉事務所関係

(6) 手続書類

福祉事務所においては、次に掲げる手続書類用紙を印刷し、常備すること。

ウ～セ

第3 医療扶助実施方式

1 医療扶助の申請

(3) 各給付要否意見書の発行

技術吏員の行うべき事務のうち、精神科医療に関する事務を行なわせるため、適当な精神科専門医を1名以上嘱託医として委嘱すること。

イ 構成

医療扶助審議会の委員として、国立病院、国立療養所および民間指定医療機関の医師、保健所長、都道府県民生部(局)の技術吏員等のうちから適当な者を選任する。

(6) 手続書類

都道府県本庁においては、次に掲げる様式に準拠した手続書類用紙を印刷し、管内福祉事務所に配布し常備させること。

ア 医療機関等指定申請書(生活保護法施行規則(以下「規則」という。)様式第3号)

イ 医療機関等変更届書(規則様式第5号)

ウ 医療機関等休止・廃止届書(規則様式第6号)

エ 医療機関等再開届書(規則様式第7号)

オ 医療機関等処分届書(規則様式第8号)

カ 医療機関等指定辞退届書(規則様式第9号)

2 福祉事務所関係

(6) 手続書類

福祉事務所においては、次に掲げる手続書類用紙を印刷し、常備すること。

ウ 結核入院要否意見書(様式第15号)

エ～ソ

第3 医療扶助実施方式

1 医療扶助の申請

(3) 各給付要否意見書の発行

ア 医療扶助の開始につき申請があった場合には、申請者の実情に応じ、医療要否意見書、精神疾患入院要否意見書又は保護変更申請書(傷病届)・(老人)訪問看護要否意見書(以下「医療要否意見書等」という。)に福祉事務所又は町村の担当員が必要事項を記載の上、申請者に対してこれらの取扱いについて十分説明し、速やかに指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導して発行するものとする。

オ 福祉事務所又は町村において各給付要否意見書を発行する際は、次の標準により医療機関を選定して、当該医療機関において各給付要否意見書に意見を記載のうえ提出するよう指導すること。

なお、この医療機関の選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。

(イ) 要保護者が人工妊娠中絶若しくは不妊手術又は結核の治療をうけようとするときは、原則としてそれぞれ同時に母体保護法による指定医師又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核指定医療機関としての指定を受けている指定医療機関であること。

(エ) 健康保険法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は障害者自立支援法による指定の取消を受けている指定医療機関でないこと。

## 2 医療扶助の決定

### (1) 決定の際の留意事項

ウ 入院等に関する都道府県本庁に対する技術的助言の求め

一般入院要否判定基準、訪問看護要否判定基準及び老人訪問看護要否判定基準

ア 医療扶助の開始につき申請があった場合には、申請者の実情に応じ、医療要否意見書、結核入院要否意見書、精神疾患入院要否意見書又は保護変更申請書(傷病届)・(老人)訪問看護要否意見書(以下「医療要否意見書等」という。)に福祉事務所又は町村の担当員が必要事項を記載の上、申請者に対してこれらの取扱いについて十分説明し、速やかに指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導して発行するものとする。

オ 福祉事務所又は町村において各給付要否意見書を発行する際は、次の標準により医療機関を選定して、当該医療機関において各給付要否意見書に意見を記載のうえ提出するよう指導すること。

なお、この医療機関の選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。

(イ) 要保護者が人工妊娠中絶若しくは不妊手術又は結核の治療をうけようとするときは、原則としてそれぞれ同時に母体保護法による指定医師又は結核予防法による指定を受けている指定医療機関であること。

(エ) 健康保険法、結核予防法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は障害者自立支援法による指定の取消を受けている指定医療機関でないこと。

## 2 医療扶助の決定

### (1) 決定の際の留意事項

ウ 入院等に関する都道府県本庁に対する技術的助言の求め

一般入院要否判定基準、訪問看護要否判定基準及び老人訪問看護要否判定基準

並びに精神医療取扱要領に基づく判定の結果、入院等の要否についてなお疑義のある場合は都道府県知事に技術的な助言を求めること。

また、福祉事務所の所在する都道府県等の区域外にある医療機関に患者を委託する場合の医療機関の選定について疑義がある場合も同様とすること。

(5) 医療券の発行

エ 医療券の作成

(イ) 医療券の「診療別」、「備考」欄の社会保険及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2はそれぞれ該当する文字を○で囲むこと。

第4 医療扶助指定機関

1 医療機関指定基準

ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第38条第1項の規定による指定

第5 診療報酬の審査及び支払

3 審査及び決定に関する注意事項

(2) 医系職員は、支払基金の審査状況を把握し、診療方針等に関し、必要な事項はこれを要請するものとする。

(3) 支払基金審査と知事決定との円滑な実施を図るため、なるべく医系職員を審査委員会の委員として支払基金審査に参加させるように努めること。

(第7 結核医療取扱要領は全て削除)

並びに結核医療取扱要領及び精神医療取扱要領に基づく判定の結果、入院等の要否についてなお疑義のある場合は都道府県知事に技術的な助言を求めること。

また、福祉事務所の所在する都道府県等の区域外にある医療機関に患者を委託する場合の医療機関の選定について疑義がある場合も同様とすること。

(5) 医療券の発行

エ 医療券の作成

(イ) 医療券の「診療別」、「備考」欄の社会保険及び結核予防法第34条はそれぞれ該当する文字を○で囲むこと。

第4 医療扶助指定機関

1 医療機関指定基準

ウ 結核予防法第34条に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第36条第1項の規定による指定

第5 診療報酬の審査及び支払

3 審査及び決定に関する注意事項

(2) 技術吏員は、支払基金の審査状況を把握し、診療方針等に関し、必要な事項はこれを要請するものとする。

(3) 支払基金審査と知事決定との円滑な実施を図るため、なるべく技術吏員を審査委員会の委員として支払基金審査に参加させるように努めること。

第7 結核医療取扱要領

略

## 第7 精神医療取扱要領

精神医療については、一般の取扱いによるほか、次によること。

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定に基づく措置入院の要件に該当する精神医療の取扱手続

(2) 医療扶助による入院の申請を行なった要保護者が、精神障害者若しくはその疑いのある者又は覚せい剤の慢性中毒患者若しくはその疑いのある者であるときは、国若しくは都道府県の設置した精神科病院又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院(同時に法による指定医療機関であるもの)と連絡をとり、当該要保護者を入院させなければ当該疾患のため自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると思われるときは、もよりの保健所長を経由し、都道府県知事(指定都市市長を含む。3を除き、以下同じ。)に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に規定する申請を行なうと同時に3の要領により医療扶助による申請を行なうこと。

なお、この場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の申請結果が判明するまでは原則として医療扶助の決定を行なわないこと。

## 第8 精神医療取扱要領

精神医療については、一般の取扱いによるほか、次によること。

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定に基づく措置入院の要件に該当する精神医療の取扱手続

(2) 医療扶助による入院の申請を行なった要保護者が、精神障害者若しくはその疑いのある者又は覚せい剤の慢性中毒患者若しくはその疑いのある者であるときは、国若しくは都道府県の設置した精神科病院又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院(同時に法による指定医療機関であるもの)と連絡をとり、当該要保護者を入院させなければ当該疾患のため自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると思われるときは、もよりの保健所長を経由し、都道府県知事(指定都市市長を含む。3を除き、以下同じ。)に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に規定する申請を行なうと同時に3の要領により医療扶助による申請を行なうこと。

なお、この場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の申請結果が判明するまでは原則として医療扶助の決定を行なわないこと。

## ○ 様式の改正関係

様式第15号 削除

様式第16号中 「本庁技術吏員」を「本庁医系職員」に改める。

様式第23号中 「結核予防法第34条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2」に改める。

様式第23号の8中 「結核予防法第34条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2」に改める。

様式第34号 削除

様式第35号 削除

様式第36号 削除

改正後	現 行
<p>別紙第1号</p> <p>医療係等の行なうべき職務内容</p> <p>1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係 (中核市にあっては(1)のウを除く。)</p> <p>(2) <u>医系職員</u></p>	<p>別紙第1号</p> <p>医療係等の行なうべき職務内容</p> <p>1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係 (中核市にあっては(1)のウを除く。)</p> <p>(2) <u>技術吏員</u></p>
<p>別紙第2号</p> <p>他法関係</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)における一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症(政令により同法第19条又は第20条)が準用されるものに限る。以下同じ。)の患者又は新感染症の所見がある者については、同法に基づき次の各号に掲げる施策が講じられるものであるから、福祉事務所長は、要保護者がこれに該当する場合には、<u>当該要保護者に対し公費負担の申請を指導すること。</u></p> <p><u>特に、エに掲げる結核に係る医療については、医療扶助で医療に係る費用の100分の5を支給する必要があることから、保健所との連携を図り、公費負担の申請・承認状況について適宜確認するなどにより、施策の活用に遺漏がないよう努めること。</u></p> <p>なお、これらの施策に該当しないものについては、一般の例により十分に調査を行った上で、医療扶助を適用して差し支えないこと。</p>	<p>別紙第2号</p> <p>他法関係</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症(政令により同法第19条又は第20条が準用されるものに限る。以下同じ。)の患者又は新感染症の所見がある者については、同法に基づき次の各号に掲げる施策が講じられるものであるから、福祉事務所長は、要保護者がこれに該当する場合には、<u>同法による感染症指定医療機関及び保健所又は都道府県衛生部と連絡をとり、当該要保護者がこれらの施策を受けるように配慮すること。</u></p> <p>なお、これらの施策に該当しないものについては、一般の例により十分に調査を行った上で、医療扶助を適用して差し支えないこと。</p>

ア 感染症法第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定により入院の勧告又は入院の措置が実施された一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者が感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用の負担

イ アの患者等に対する感染症法第42条の規定に基づく療養費の支給

ウ アの患者等に対する感染症法第21条（第26条において準用される場合を含む。）又は第47条に規定する移送

エ 感染症法第37条の2の規定により結核患者が結核指定医療機関において受ける医療に要する費用の100分の95の負担

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定により入院の勧告又は入院の措置が実施された一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者が感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用の負担

イ アの患者等に対する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条の規定に基づく療養費の支給

ウ アの患者等に対する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条（第26条において準用される場合を含む。）又は第47条に規定する移送

新 旧 対 照 表 (案)

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」

(昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知)

改正後	現 行
<p>6 <u>削除</u></p> <p>(問7) <u>削除</u></p> <p>1 7 他法活用上の留意事項について</p> <p>(1) 健康保険の被保険者又は被扶養者である被保護者に対する<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>の公費負担の申請協力料について</p> <p>(問28) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>による結核医療の公費負担申請のため、医療機関が診断書の作成及び申請手続きの代行を行った場合の費用の取扱</p>	<p>6 <u>優先すべき他法が当該年度における予算額に制約のある場合の医療扶助の適用について</u></p> <p>(問7) <u>障害者自立支援法による自立支援医療等、優先すべき他法の給付の対象となる者が、予算上の理由から当該給付を受けることができなかつた場合は、あくまでも他法活用の原則により、翌年度の予算によって当該他法の給付を受けさせ、医療扶助は適用しないこととすべきか。</u></p> <p>(答) <u>当該医療が医療扶助の給付対象の範囲内であつて、かつ、その症状からみて翌年度の予算措置まで待つことなく当該医療を行なう必要があると認められるときは、医療扶助を適用して差しつかえない。</u></p> <p>1 7 他法活用上の留意事項について</p> <p>(1) 健康保険の被保険者又は被扶養者である被保護者に対する<u>結核予防法第34条</u>の公費負担の申請協力料について</p> <p>(問28) <u>指定医療機関において、健康保険の被保険者又は被扶養者である被保護者に対して結核予防法第34条による公費負担申請のために必要な診断書の記載を行ない、さらに当該</u></p>



いはどのようになるのか。

(答) 結核医療の診断書作成料及び申請代行の費用については、診療報酬上算定可能とされている。

ただし、健康保険の被扶養者に係る申請代行費用は診療報酬の対象外であることから、当該費用については、診療報酬上の点数を上限として福祉事務所払いの医療扶助費として支払って差し支えない。

患者の申請手続に協力して指定医療機関がこれを代行した場合は、当該費用にかかる健康保険と医療扶助の負担区分はどのようにすべきか。

(答) 結核予防法第34条による公費負担申請の協力は、診断書の記載と、その申請手続の協力の二つに分かれている。

この算定点数は、昭和33年10月20日保険発第139号保険局医療課長通知により、「傷病手当金意見書交付料に相当する額」とされており、その内訳は、診断書の記載がこの一〇〇分の一〇〇に相当する額、手続協力が被保険者のみの一〇〇分の一〇〇に相当する額となっている。

したがって、健康保険の被保険者である被保護者については、診断書の記載料及び手続協力料の両方について(入院、入院外とも一〇〇分の九〇)保険給付の対象となるので、診断書の記載料及び手続協力料の残り(入院、入院外とも一〇〇分の一〇)を医療扶助の対象として差しつかえない。

一方、健康保険の被扶養者である被保護者の場合は、診断書の記載料のみが(入院一〇〇分の八〇、入院外一〇〇分の七〇)保険給付の対象となり、手続協力料に相当する部分の報酬は全然認められないものとされているので、この部分については、診断書記載料の残り(入院一〇〇分の二〇、入院外一〇〇分の三〇)とあわせて医療扶助の対象として差しつかえない。

なお、健康保険と医療扶助との負担区分は次表のとおりである。

区分	種別	請求額	
		入院	入院外

被 保 険 者	健 保	診断書の記載	傷病手当金意見書交 80 付料に相当する額の 100	傷病手当金意見書交 80 付料に相当する額の 100
		手続の協力	" 80 100	" 80 100
	生 保	診断書の記載	" 20 100	" 20 100
		手続の協力	" 20 100	" 20 100
被 扶 養 者	健 保	診断書の記載	" 80 100	" 70 100
		手続の協力	" 0 0	" 0 0
	生 保	診断書の記載	" 20 100	" 30 100
		手続の協力	" 100 100	" 100 100

「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」  
(昭和45年4月1日社保第72号厚生省社会局保護課長通知)

様式2及び様式3中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に係るもの。）」に改める。

「生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について」  
(昭和29年11月17日社発第904号厚生省社会・公衆衛生局長連名通知)

( 廃 止 )

新 旧 対 照 表

「高額療養費等及び老人医療の高額医療費等の生活保護法における取扱いについて」  
 (平成18年9月29日社援保発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正後	現 行
<p>第4 低所得者の特例措置の取扱い</p> <p>略</p> <p>1 福祉事務所における手続</p> <p>略</p> <p>(1) <u>70歳未満の被用者保険の加入者（被保険者と                      同じ世帯に属さない被扶養者を含む。(3)                      において同じ。）であって、高額療養費の世                      帯負担限度額及び食事療養費標準負担額の減                      額を受ける場合 「限度額適用・標準負担額                      減額認定該当 (C)」</u></p> <p>(2) <u>70歳未満の国民健康保険の被保険者であっ                      て、高額療養費の世帯負担限度額及び食事療                      養費標準負担額の減額を受ける場合 「国保                      特例高額療養費・標準負担額減額該当」</u></p> <p>(3) <u>70歳以上の被用者保険の加入者又は70歳以                      上の国民健康保険の被保険者であって、高額                      療養費の世帯負担限度額及び食事療養費標準                      負担額若しくは生活療養費標準負担額の減額                      を受ける場合又は老人医療受給対象者であっ                      て高額医療費の世帯負担限度額及び食事療養                      費標準負担額若しくは生活療養費標準負担額                      の減額を受ける場合</u></p>	<p>第4 低所得者の特例措置の取扱い</p> <p>略</p> <p>1 福祉事務所における手続</p> <p>略</p> <p>(1) <u>高額療養費の世帯負担限度額の減額を受け                      する場合</u>                      ア <u>被用者保険の被保険者 「特例高額療養                      費該当」</u>                      イ <u>被用者保険の被扶養者であって被保険者                      と同じ世帯に属さない者 「被扶養者特例                      高額療養費該当」</u>                      ウ <u>国民健康保険の被保険者 「国保特例高                      額療養費該当」</u></p> <p>(2) <u>食事療養費標準負担額又は生活療養費標準                      負担額の減額を受ける場合((1)の減額認定を                      受けたことをもって申請時の添付書類を省略                      できる場合及び老人医療受給対象者である場                      合を除く。)</u>                      ア <u>被用者保険の被保険者 「〇〇保険標準                      負担額減額認定該当」</u>                      イ <u>国民健康保険の被保険者 「国保特例標                      準負担額減額該当」</u></p> <p>(3) <u>70歳以上の被用者保険加入者等が高額療養                      費の世帯負担限度額及び食事療養費標準負担                      額若しくは生活療養費標準負担額の減額を受                      ける場合又は老人医療受給対象者が高額医療                      費の世帯負担限度額及び食事療養費標準負担                      額若しくは生活療養費標準負担額の減額を受                      ける場合</u></p>

ア 世帯負担限度額が24,600円に減額され、かつ、食事療養費標準負担額が1食あたり210円(過去1年の入院期間が90日を超える場合)又は生活療養費標準負担額が食費分1食あたり210円及び居住費分1日あたり320円に減額されれば保護を要しない者の場合「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅱ)」

イ 外来自己負担限度額が8,000円に減額されれば保護を要しない者の場合「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅱ)」

ウ 世帯負担限度額が15,000円に減額され、かつ、食事療養費標準負担額が1食あたり100円又は生活療養費標準負担額が食費分1食あたり130円及び居住費分1日あたり320円に減額されれば保護を要しない者の場合「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅰ)」

ア 世帯負担限度額が24,600円に減額され、かつ、食事療養費標準負担額が1食あたり210円(過去1年の入院期間が90日を超える場合)又は生活療養費標準負担額が食費分1食あたり210円及び居住費分1日あたり320円に減額されれば保護を要しない者の場合「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅱ)」

イ 世帯負担限度額が24,600円に減額され、かつ、生活療養費標準負担額が食費分1食あたり210円及び居住費分1日あたり320円に減額されれば保護を要しない者の場合「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅱ)」

ウ 世帯負担限度額が15,000円に減額され、かつ、食事療養費標準負担額が1食あたり100円に減額されれば保護を要しない者の場合「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅰ)」

エ 世帯負担限度額が15,000円に減額され、かつ、生活療養費標準負担額が食費分1食あたり130円及び居住費分1日あたり320円に減額されれば保護を要しない者の場合「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅰ)」

オ 外来自己負担限度額が8,000円に減額されれば保護を要しない者の場合「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅱ)」

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

# 介 護 扶 助 運 営 要 領

新旧対照表(案)

「生活保護法による介護扶助運営要領について」

(平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知)

改正後	現 行												
<p>第2 介護扶助運営体制</p> <p>1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係</p> <p>(2) 医系職員</p> <p><u>医系職員(医師等、医療に関する専門的な知識を有する職員をいう。以下同じ。)</u> の行うべき主な事務は次のとおりである。</p> <p>ア 介護機関の指定・取消に当たっての医学的判断</p> <p>イ 介護扶助の給付の要否につき本庁に対する協議があった場合の医学的判断</p> <p>ウ その他介護扶助運営上必要な医学的判断</p> <p>(3) 手続き書類及び運営台帳</p> <p>都道府県本庁においては、次に掲げる書類を整備すること。</p> <p>ア <u>生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第22号。以下「規則」という。)</u> <u>第10条の2に規定する指定介護機関指定申請書及び第14条、第15条に規定する変更等届出書</u></p> <p>イ 指定介護機関名簿(福祉事務所別、サービスの種類別)(様式第1号)</p> <p>ウ 指定申請書(変更届書、休止・廃止届書、再開届書、処分届書、指定辞退届書)受理簿(様式第2号)</p>	<p>第2 介護扶助運営体制</p> <p>1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係</p> <p>(2) <u>技術吏員</u></p> <p><u>技術吏員</u>の行うべき主な事務は次のとおりである。</p> <p>ア 介護機関の指定・取消に当たっての医学的判断</p> <p>イ 介護扶助の給付の要否につき本庁に対する協議があった場合の医学的判断</p> <p>ウ その他介護扶助運営上必要な医学的判断</p> <p>(3) 手続き書類及び運営台帳</p> <p>都道府県本庁においては、<u>生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第22号。以下「規則」という。)</u>様式第3号の2及び第5号から第9号までの様式を印刷して常備するほか、次に掲げる書類を整備すること。</p> <p>ア 指定介護機関名簿(福祉事務所別、サービスの種類別)(様式第1号)</p> <p>イ 指定申請書(変更届書、休止・廃止届書、再開届書、処分届書、指定辞退届書)受理簿(様式第2号)</p>												
<p>第5 介護扶助実施方式</p> <p>2 介護扶助の決定</p> <p>(2) 本人支払額の決定</p>	<p>第5 介護扶助実施方式</p> <p>2 介護扶助の決定</p> <p>(2) 本人支払額の決定</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公費負担医療等</th> <th>対象サービス</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削除</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公費負担医療等	対象サービス	負担割合	削除			<table border="1"> <thead> <tr> <th>公費負担医療等</th> <th>対象サービス</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結核予防法(一般患者に対する医療)</td> <td>医療機関による短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table>	公費負担医療等	対象サービス	負担割合	結核予防法(一般患者に対する医療)	医療機関による短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)	95%
公費負担医療等	対象サービス	負担割合											
削除													
公費負担医療等	対象サービス	負担割合											
結核予防法(一般患者に対する医療)	医療機関による短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)	95%											

					く。)、介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く。)	
削除				結核予防法(従業禁止、命令入所者の医療)	訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	100%
障害者自立支援法(精神通院医療)	訪問看護、介護予防訪問看護	100%		障害者自立支援法(精神通院医療)	訪問看護、介護予防訪問看護	100%
障害者自立支援法(更生医療)	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、 <u>医療機関による介護予防訪問リハビリテーション</u> 、医療機関による介護予防通所リハビリテーション、介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く。)	100%		障害者自立支援法(更生医療)	訪問看護、訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、 <u>医療機関による介護予防通所リハビリテーション</u> 、介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く。)	100%
原爆被爆者援護法(一般疾病医療費の給付)	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護老人保健施設(食費及び居住費を除く。)、介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く。)	100%		原爆被爆者援護法(一般疾病医療費の給付)	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護老人保健施設(食費及び居住費を除く。)、介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く。)	100%
被爆体験者精神影響等調査研究事業	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護老人保健施設(食費及び居住費を除く。)、介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く。)	100%		被爆体験者精神影響等調査研究事業	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護老人保健施設(食費及び居住費を除く。)、介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く。)	100%
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護	100%		障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護	97%
原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業	訪問介護、介護予防訪問介護	100%		原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業	訪問介護、介護予防訪問介護	100%
原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業	通所介護、短期入所生活介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護(食費及び居住費を除く。)、介護老人福祉施設(食費お世帯居住費を	100%		原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業	通所介護、短期入所生活介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護(食費及び居住費を除く。)、介護老人福祉施設(食費お世帯居住費を	100%



除く。)、地域密着型介護老人福祉施設(食費及び居住費を除く。)	除く。)、地域密着型介護老人福祉施設(食費及び居住費を除く。)
<p>(3) 介護扶助の変更にに関する決定</p> <p>福祉事務所長は、現に介護扶助を受けている者が次に該当すると認められたときは、介護扶助の変更にに関する決定(保護の変更の決定)を行うこと。</p> <p>ア 本人支払額を変更すべきことを確認したとき。</p> <p>イ 指定介護機関を変更すべきことを確認したとき。</p> <p>ウ 居宅介護から施設介護に、又は施設介護から居宅介護に変更すべきことを確認したとき。</p> <p>エ 居宅介護から介護予防に、又は介護予防から居宅介護若しくは施設介護に変更すべきことを確認したとき。</p> <p>オ <u>障害者自立支援法等</u>他法が適用されたことにより介護扶助の基準額を変更すべきことを確認したとき。</p> <p>カ 福祉用具等、住宅改修等若しくは移送の給付を必要とすることを確認したとき、又はこれらの給付につき変更すべきことを確認したとき。</p>	<p>(3) 介護扶助の変更にに関する決定</p> <p>福祉事務所長は、現に介護扶助を受けている者が次に該当すると認められたときは、介護扶助の変更にに関する決定(保護の変更の決定)を行うこと。</p> <p>ア 本人支払額を変更すべきことを確認したとき。</p> <p>イ 指定介護機関を変更すべきことを確認したとき。</p> <p>ウ 居宅介護から施設介護に、又は施設介護から居宅介護に変更すべきことを確認したとき。</p> <p>エ 居宅介護から介護予防に、又は介護予防から居宅介護若しくは施設介護に変更すべきことを確認したとき。</p> <p>オ <u>結核予防法等</u>他法が適用されたことにより介護扶助の基準額を変更すべきことを確認したとき。</p> <p>カ 福祉用具等、住宅改修等若しくは移送の給付を必要とすることを確認したとき、又はこれらの給付につき変更すべきことを確認したとき。</p>

○ 様式の改正

様式第3号中「結核予防法第34条」を削除

新 旧 対 照 表 (案)

「生活保護法による介護券の記載要領及び留意点について」  
 (平成12年3月13日社援保第11号厚生省社会・援護局保護課長通知)

改 正 後	現 行
<p>第1 介護券の記載要領</p> <p>20 備考</p> <p><u>「介護保険」の欄は、あり・なしのいずれかを○で囲むとともに、「その他」の欄には、前記以外の他法他施策の名称を記載すること。</u></p>	<p>第1 介護券の記載要領</p> <p>20 備考</p> <p><u>介護保険、結核予防法第34条で該当する文字を○で囲むとともに、「その他」の欄には、前記以外の他法他施策の名称を記載すること。</u></p>

## 参 考















都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
<p>出 水 市 大 口 市 指 宿 市 西 之 表 市 垂 摩 水 川 置 内 市 薩 摩 川 置 串 木 野 市 日 い ち き 島 つ ま 市 霧 南 さ 美 郡 市 奄 始 加 治 木 町 市 始 加 治 良 町 市</p> <p>沖 宜 野 湾 市 石 浦 垣 添 市 浦 名 糸 護 市 糸 沖 満 市 う 宮 る 古 ま 島 市</p>				

都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名		
北	海	道	赤	井	川	利	尻	富	士	別	海	紫	波	町
石	狩	郡	空	知	郡	網	走	走	郡	森	矢	巾	賀	郡
当	別	町	南	幌	野	津	別	別	町	が	和	賀	賀	郡
新	津	村	上	良	野	大	空	空	町	川	沢	沢	崎	郡
松	前	郡	中	富	野	斜	里	水	郡	津	金	ヶ	井	郡
福	前	町	夕	張	野	小	清	府	町	平	磐	磐	泉	郡
上	島	町	由	仁	野	常	呂	間	町	今	西	西	井	郡
知	磯	町	長	沼	野	訓	子	戸	町	蓬	東	東	沢	郡
木	内	町	栗	山	野	置	戸	間	町	外	藤	藤	仙	郡
茅	部	町	樺	戸	野	佐	別	別	町	津	住	住	田	郡
鹿	部	町	雨	形	野	上	湧	別	町	ヶ	閉	閉	伊	郡
森	海	町	浦	白	野	湧	別	別	町	浦	大	大	榎	郡
二	雲	郡	新	津	野	有	珠	警	町	津	閉	閉	伊	郡
八	山	町	妹	竜	野	白	老	老	町	目	山	山	田	郡
上	ノ	町	秩	背	野	勇	老	真	町	津	岩	岩	野	郡
厚	沢	町	雨	父	野	厚	弘	か	町	大	田	田	代	郡
爾	志	町	北	竜	野	必	真	流	町	田	普	普	井	郡
乙	部	町	沼	田	野	沙	か	取	町	津	川	川	戸	郡
久	遠	町	幌	加	野	平	冠	冠	町	板	九	九	米	郡
せ	た	町	上	川	野	新	冠	似	町	鶴	野	野	田	郡
奥	尻	町	当	麻	野	様	似	泉	町	中	九	九	戸	郡
瀬	柵	町	比	布	野	幌	泉	り	町	野	二	二	戸	郡
今	金	町	愛	別	野	え	も	東	町	七	一	一	戸	郡
島	牧	村	美	瑛	野	河	幌	士	町	六	登	登	市	
寿	牧	郡	池	寒	野	士	追	上	町	横	栗	栗	市	
寿	都	町	豊	淵	野	鹿	幌	更	町	東	東	東	郡	
黒	都	町	本	川	野	河	追	大	町	六	栗	栗	郡	
磯	内	町	増	深	野	更	西	大	町	お	東	東	郡	
蘭	越	町	増	田	野	大	尾	広	町	大	東	東	郡	
蛇	コ	町	留	頃	野	足	樹	足	町	東	東	東	郡	
二	狩	村	留	別	野	十	尾	浦	町	風	風	風	郡	
真	都	町	苦	毛	野	厚	寄	厚	町	佐	佐	佐	郡	
留	別	町	小	毛	野	川	寄	浜	町	三	三	三	郡	
喜	浦	町	苦	萌	野	阿	勝	標	町	五	五	五	郡	
豊	湖	町	羽	前	野	鶴	幌	阿	町	田	田	田	郡	
洞	和	町	初	前	野	白	岸	白	町	南	南	南	郡	
岩	内	町	遠	幌	野	厚	中	厚	町	階	階	階	郡	
古	内	村	豊	山	野	川	上	標	町	新	新	新	郡	
積	丹	町	中	塩	野	阿	茶	鶴	町	手	手	手	郡	
古	平	町	礼	別	野	鶴	寒	白	町	手	手	手	郡	
余	市	町	利	富	野	野	居	野	町	平	平	平	郡	
仁	木	町	利	尻	野	野	糠	野	町	波	波	波	郡	
							付							









都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
<p>伊和知与 仙泊名論 町町町町</p> <p>沖 豊南国 見城頭 城頭 頭味 宜仁 大東今本恩宜金伊 中 読嘉北北中西 島 与南久渡座粟渡南北伊伊八 宮 多竹与 重良富那</p> <p>縄城頭味仁部納座武江頭谷納谷城中城原尻那風米嘉間名大大平是重古良富那</p> <p>县市郡村村村村村村村村郡村村町村村町村村町村村村村村村村村村村村村村</p>				



